3 日英東京会談

会談開催から一般的原則に関する協定

の合意まで

昭和14年6月24日

在英国重光大使、有田外務大臣より 在天津田代総領事宛

催を有田外相・クレーギー大使間で合意した

天津租界問題解決に向けた日英交渉の東京開

経緯につき通報

別電 昭和十四年六月二十四日発有田外務大臣より 在英国重光大使、在天津田代総領事宛合第

三九四号

東京での日英交渉開催に関するクレーギー大

使提議

_ 昭和十四年六月二十四日発有田外務大臣より 在英国重光大使、 在天津田代総領事宛合第

三九五号

右提議に対する有田外相回答

Ξ 昭和十四年六月二十四日発有田外務大臣より

在英国重光大使、在天津田代総領事宛合第

三九六号

右有田外相回答に対するクレーギー

大使の返

答

付記一 右有田外相回答の和訳文

昭和十四年六月二十二日付、 陸軍省作成

天津租界問題處理要領

本 省 6月24日後6時10分発

合第一三九三號(館長符號扱、 至急、 極

一、去ル十八日「クレーギー」英國大使本大臣ヲ來訪シ天津 問題ニ關シ日本政府ハ十六日ノ閣議ニ於テ現地解決 ブ方

針ヲ決定セル旨新聞ニ傳ヘラルル處事實ハ其ノ通リナリ

第二アラス但シ自分トシテハ現地解決ヲ適當ト思考シ ヤト尋ネタルニ付本大臣ヨリ未タ閣議 ノ決定ヲ見タル 居 次

フ 圓 レ 側トシテハ勢ヒ英支ノ關係ヲ無視スルヲ得ス然ルニ之ヲ ヲ希望スル旨ヲ述ヘタル後自分一個ノ考ナルカ本問 、ヲ適當ト思考ス蓋シ之ヲ現地ニ於テ行フニ於テハ英國 『滿ナル解決ヲ圖ル爲ニハ其ノ交涉ハ之ヲ東京ニ於テ行 ・リト答へタル處「ク」大使ハ天津 問題ノ 速カナル 題 解

シ日本側ニ於テ右案ニ同意ナルニ於テハ天津ヨリ英國總 リ尤モ右考案ハ全然自分一個 領事館代表ヲ東京ニ呼寄セルコトト致度考へ居ル次第ナ ヲ以テ問題ノ解決ヲ容易ナラシムル所以ナリト思考ス若 ノ思ヒ付キナルニ付其

東京ニ於テ行フニ於テハ自ラ日英關係ノ考慮カ主トナル

第 試案ノ內容ニ付誤解ナキ爲書物ヲ持參シタリトテ別電合 含ミノ上右案ニ付何分ノ考慮ヲ得度シト申入レタル イテ二十日再ヒ本大臣ヲ來訪シ一昨 一三九四號 ノ覺書ヲ手交シタリ ・日申入レ レタル 自 力續 分點 分)

三、右 結果二十三日晚 合第一三九五號ノ趣旨ヲ以テ話シタル處「ク」大使ハ之 「ク」大使ノ申入ニ付政府ニ於テ愼重考量ヲ加 ク 大使ヲ招致シ本大臣ヨリ 大要別 タ 雷 ĺ

> シ ヲ傾聽シタル後大要別電合第 ノタリ 一三九六號 ノ通リ答 去

本件ニ關シテ ・ルニ付當方ヨリ追テ電報スル迄軍 'n , 陸 軍中 -央ヨリ 、未ダ出先軍 側 ハ勿論外 部 ニハ 電報 部 切連 扂 ラ

決

ザ

絡セラレザ ル様致 食り

別電ト共二北京 本電及別電宛先

上海、 天津、

南京、

香港、

厦門、

米へ轉電セリ

英

別電

本 省 6 月24日後8時0分発

合第一三九四號(至急

Suggested method of handling Tientsin dispute

personal liberty and food supplies of British Subjects Tientsin to be discontinued and all discrimination against Measures interfering with the livelihood

discuss at once with Japanese Government all outstanding for defence against terrorist activities to \bigcirc His Majesty's Government to be removed be prepared to

British Subjects in measures taken by Japanese authorities

Anglo-Japanese questions relating to Tientsin on the basis that:

- (a) British authority in the Concession is to be maintained intact and
- (b) All possible steps consistent with the maintenance of neutrality are to be taken by British authorities to ensure that the Concession is not used for any purpose demonstrably prejudicial to the local military or political interests of the occupying Power.
- (3) Negotiations to be pursued vigorously with a view to a very early settlement, Representatives of the British Consulate-General and of the Japanese authorities in China to come to Tokyo for the purpose.

(別電二)

本 省 6月24日後9時10分発

合第一三九五號

Your Excellency was good enough to submit to me on

Government and mine for the settlement of the Tientsin question. I am glad to tell you that my Government have given a most careful consideration to your proposal.

Tuesday last a proposal for negotiations between your

In regard to military restrictions imposed on communications with the British Concession in Tientsin, I wish to tell you that these measures have been adopted entirely in response to the military needs on the spot. In taking these measures, I can assure you that care has been taken by our local authorities not to interfere purposely with the livelihood, personal liberty and food supplies of any particular nationals in the Concession, and I have no doubt that the commencement of negotiations now contemplated

In the second paragraph of your memorandum Your Excellency proposed that negotiations be pursued on the basis of the two points mentioned in that paragraph. In order to arrive at an early solution of the Tientsin question, it would be advisable to avoid fixing the basis of the

will bring about by itself the moderation of those measures

negotiations beforehand. With this idea in view, I am going to submit to Your Excellency our concrete proposition in a few days and I wish the settlement could be reached practically out of the discussion of that proposition.

As to the point raised in the third paragraph of your memorandum, I am most pleased to concur in your proposal. Negotiations will be begun by Your Excellency and myself, and they will be pursued under our supervision by the representatives of both parties to be chosen respectively out of those who have come up from China for the purpose.

origin in the various complicated circumstances prevailing of the terrorist gang there, but as a matter of fact, it has its question of the surrender of some acknowledged members Tientsin has negotiations. understood There is another point which I wish by As you are aware, the present situation in been brought about immediately by Your Excellency in entering into to be clearly the the

3

on the spot. The settlement of the dispute has therefore to

it is Consulate-General in Tientsin and under your supervision pursue these negotiations here under their guidance. In my Government are prepared to let their representatives Abiding by the spirit in which this proposal has been made by proposed to enter into negotiations on the subject in Tokyo our military forces on the spot. Your Excellency now and economic requirements pertaining to the security of by my Government will naturally refer to military, politica be sought in Tientsin itself and the proposition to be made this connexion I wish to point out as I have done before that inviting generally believed in my country that the present here the representative of the

China. In handling all outstanding questions in Tientsin,

China affair could have been brought to an end long before this but for the continued assistance given by your country to Chiang Kai-shek, and it is an unanimous desire of my country that in appreciation of our case, your country will bring herself to abandon in due course its policy of assisting Chiang and to adjust it so as to be in line with our policy in

hope that Your Excellency will bear in mind the existence of this sentiment in my country.

(別電三

本 省 6月24日後7時20分発

合第一三九六號(至急

I am glad to learn from Your Excellency that the Japanese Government agree to my suggestion that the discussion of these Tientsin questions should now be undertaken in Tokyo and I will at once refer the whole matter to my Government. As regards the enquiry made by Your Excellency at the end of your statement, I shall certainly bear in mind the existence in Japan of the

(付記一)

sentiment to which you refer

天津英國租界問題ノ件

對シテ爲シタル口頭陳述假譯六月二十三日有田大臣ヨリ在京英國大使ニ

在天津英國租界ノ交通ニ對シ加ヘラレ居ル軍事的制限ニ付ハ右ニ對シ最モ慎重ナル考慮ヲ加ヘタリ

右措置ヲ行フニ當リ現地帝國官憲ハ故意ニ租界ニ於ケル如テハ右ハ全ク現地ノ軍事的必要ニ基キ行ハレ居ルモノナリ

ノ供給ヲ妨害セサル様注意ヲ加ヘ居ルモノナルコトヲ確言何ナル特定ノ國民ニ對シテモ其ノ生計、身体ノ自由及食糧

コト疑ヲ容レスス且上記ノ交渉ヲ開始スレハ右措置ハ自ラ緩和セラルヘキ

ノ見地ニ基キ本大臣ハ玆數日ノ間ニ我方ノ具体的提案ヲ示ヲ圖ル爲ニハ豫メ右交渉ノ基礎ヲ固定スルハ面白カラス此渉ヲ行フヘキコトヲ提案セラレタルカ天津問題ノ早期解決責大使覺書第二項ニ於テ貴大使ハ同項ノ二點ヲ基礎トシ交

リ來ルへキ者ヨリ撰定セラルル雙方ノ代表ニ依リ貴大使及大使ト本大臣トノ間ニ開始セラルヘク此ノ目的ノ爲現地ヨ貴大使覺書ノ第三項ニ關シテハ提案ニ同意見ナリ交渉ハ貴

コトヲ希望ス

スヘク右提案ヲ討議スルコトニ依リ實際的ニ解決ヲ圖ラン

シ速ニ

ノ援蔣

政

政策ヲ

が捨テ我

力對支政策

協

調

セ 主

ン 張

船

的

信

ロセラレ

居

ル

、點ニシテ英國側

カ

Н

本

10國ニ

於 韭

致

ノ要望ナリ天津ニ於ケ

íν

諸

懸案

處 .] 労諒

理 1

ス

棄シ我 慮スへ

我對支處

方針

二同

調

やセン

コ

1

ヲ要望シテ已マサ

一面シテ

帝

國

般トシテハ

英國

力援蔣態度

ラ放

ル 我

一當リ

本大臣 かケル

一八貴大使ニ於テ我國ニ於ケル

斯

如

ギャ

ル

趨

勢ニアル

ヲ 理

奺

テ本事件發生

原

因

タリ

シ如キ各般

援助

サ

'n

ルリセ

現支那事變ハ疾クニ終結ヲ見

夕 介

ノルナ

/ ラン

モ申

沭

夕

íν

通

1]

Ŕ

本ニ於テハ若シ英國

プ蔣

岩

對

ス

11/

接 望 本大臣 本交渉ニ入ルニ當リ貴大使 ス ル 71 同 監 近地ニ 點ア 督 於 ij 下二交渉 バケル 御 承 ーテ 知 ラ行 通 Ĺ 1] ノ明 團員引渡問 |天津ニ於ケ シ L 確 ル 二諒 \neg 解 1 題 ĺ セ 1 レラル 現 致 依 在 度 1] ル ラ惹起 事 コ 卜 熊 セ j /١ 希

ル 干 ラナ ĵν E 現 實 問題トシテハ 現 地 一於ケ íV 諸 種 直 ブ ラ

津英國 及經濟 ヲ行 政 ル 案 府 \sim ハ 丰 現 21 2) シ 其 j 總領事館 的 地 1 **n**要求 L ニ於ケル ん代表者ヲシテ政府監督ノ下 ル ·ヲ 用 申 意アリ 闗 出テラレタル ノ代表者ヲ東京ニ招致シ本 頭係 ヲ 帝 阈 軍 [・]右ニ關シ本大臣 ,有スヘキコ 下隊 (ノ存立 カ右申 二二關 ト勿論ナリ貴大使 畫 ウ指 ス 東京 精 ル 摘シ 中問題 軍事 神 ヲ)度キ 於テ該交渉 諒 前 ノ交渉 トシ ハ 政 ハ 在 前 \mathbf{H} 治 妛 太 的

> 存 Ż ル コ } · 留 |意セラレンコトヲ冀望 エスル Ŧ

付記

昭

和

一点、六

(欄外記入) 天津 英國 和 側 界 詯 對 題 ス 處 ル 理 措 要 領 置

第一 段

決

バ

、天津

ニ於テ之ヲ

圖

ル 源

コトトスへ ラ有スルモノナ

、 ク 且

 $\overline{\mathsf{H}}$ ij

1本政

府 テ

プ行

フ 1

提

1

左記趣旨

回答ヲ爲

隨

ッ

問

.韻

解

複雑ナル レタ

狀況ニ其

ラ根

爲必須 今囘ノ 使カ在 トシテ 本事件ヲ解決セラル 第ナリ、 ル ル カ故ニ帝國トシテハ モ 其 /天津租 天津英國外交機關 /事項ニシテ其 根本 央斡旋 今事件解決 界 'n 現 簡 ノ下ニ之ヲ解決 地 題 ノ條 ノ複 ル ハ「テ 現地 つ性質局 が誠意ヲ有 ヲ招 件 雜 解決 作ル П 軍 Ĺ 致シ貴大使 いスル 事 犯 地 方針 セラル 治安維持並 人引 情 的 理 ノモ 三胚 渡 由 ヲ決定シ居 ル 胎 シニ ナル 、ナラ 統 ル ス ラ以 制 軍 媏 ル 工生存 モ モ ヲ 依 貴大 帝 ラナ 發 テ考 ル 國 1] 次 ス

ノ問題ニ就テモ豫メ篤ト御考慮ヲ煩ハシ度

二於テ取扱フ2、右囘答ニ英國同意スルニ於テハ天津租界問題ヲ中央

(附記

ノ如シ 女申出ノ「天津租界問題處理方案」ニ關スル應酬要領左

一第一項ハ全ク現地ニ於ケル軍事上ノ必要ニ基ク行動ニ

ル限リ英國居留民ニ對スル差別待遇モ亦已ムヲ得サル關スルモノニシテ天津ニ於ケル英國側ノ態度改マラサ

所ナリ

自由及食糧ノ供給ヲ妨害スルカ如キ措置ハ特ニ執リア又現地ヨリノ報告ニ依レハ英國居留民ノ生計、身體ノ

ルモノニアラス自由及食糧ノ供給ヲ妨害スルカ如キ措置ハ特ニ執

二第二項ニ關シ左記基礎ノ下ニ討議ヲ開始スルニ異存ナ

英國ノ態度ト日英折衡ノ狀況ニ依ルモ目下ノ處帝國ハ(州「租界ニ於ケル英國ノ權力不變更」ハ今後ニ於ケル

租界ヲ囘收シ又其ノ機能ヲ喪失セシムル等ノコトハ考

非サルコト

第二項印ハ英國カ從來中立ノ名ノ下ニ支那側ニ對スル

方的好意ノ措置多カリシ態度ヲ改メ英國租界ヲ占領

シ害アルカ如キ如何ナル目的ノ爲ニモ利用セラルルコ國タル日本ノ現地ノ軍事的、政治的及經濟的利益ニ對

三第三項ハ其ノ趣旨異存ナシ

トヲ防止シ且可成我ニ同調ノ

態度ヲ執ルコ

更ニ研究ノ上決定ス

二、第二段以後ノ處理ニ關シテハ第一段ノ交渉ノ結果ニ基キ

第二、國內措置ハ對英第二段措置ト共ニ研究決定スルモ特

1.本件カ軍事行動ヲ基礎トシアルニ鑑ミ折衝ノ全般ニ亙

二考慮シアル事項左ノ如シ

2.中央ニ於ケル折衝ニハ現地ノモノヲ參加セシム或ハ狀リ外務、陸軍一体トナリ進ムコトハ特ニ緊要トス

3.解決ニ伴フ協定ノ締結ハ中央斡旋ノ下ニ現地日、況ニ依リ一部ノ交渉ヲ現地ニテ行フコトアリ

(欄外記入)

間二行

ハシム

ルヲ本則トス

六月二十三日閣議ノ後板垣陸相ヨリ首相、外相ニ手交セル陸軍

往電合第 合第

一十六日午後

一クレー

ギー

大使本大臣ヲ來訪シ二十三日

合第一

四四四

九號

(至急

側 意見ナリ

北京、

Ŀ.

海

南

京

厦 門、

香 港、

米

轉

電

セ

1)

後 ||刻澤田 次官ヨリ ĺЦ [脇次官ノ説明ヲ聽取セリ

(電報

日英東京会談開催に関する六月二十三日付有

1外相回答中の日本側提案を受諾する旨クレ

14年 6 Ř 26 Ħ 在英国重光大使、有田外務大臣より

1546

四

和

在天津 田代総領事宛

ギー 大使回答について 田

本 省 6 Ă 26 H 後 10 詩 15

分発

四二九號 一三九三號ニ (極秘、 關 至急

ショ 貴大臣 英國人ニ對スル侮辱 ン ヨリ御話アリ ノ下ニ之ヲ受諾ス 的取 夕 ĺ 扱力停止 Ħ ヘル旨申 1本政府 出 セラルト ノ提案 タリ 2) 英國 Ż アッサンプ 政 府ニ於テ

_ 付 本電 舠 電 1 共ニ 北 京

セリ

1547

昭 和 i4 年 6 月 27 \exists 在英国重 単光大使、場大臣より 在天津田

一代総領事

天津租界問題解決に向けた日英東京会談開催 電報

に関する発表振りについ

別 電 在英国重光大使、 和十四年六月二十七日発有田外務大臣より 在天津田代総領事宛合第

右発表文 五〇号

本 省 6 月 27 発

往電合第一三九三號ニ關

第 四五〇號 ノ趣旨ヲ發表スル コトトナ

「クレイギー」大使ト打合ノ結果二十八日午后五時別

電

合

陸 軍 側 1 打合セ濟

追テ

、軍側ニ於テ冒頭往電

事

地

二

電

報

セ

ル

趣

ナ

ĺ

同

雷

宝末段

點 英

除

+

ル

干

ŀ 情 現 御

一承知アリ

本電宛先

天津 解

> 上 海 南 景 香 港 厦 門、 米ニ 轉 電

2549

本電及別電宛先 英 天津

シテ特別

反對ニハアラサ

jν

Ŧ

東京ニ於ケル

話

合

ハ

天津

別 雷

合第 兀 Ŧī. Ö 號

> 本 省 6 Ř 77 27 日 髡

二關 帝 國 政 勝スル各種 府 ハ英國政 崩 題 府 解決 申 出ニ基キ天津ニ於ケル現下 ヲ 一圖ル爲現 地ヨ ij - 關係官ヲ招致 ・ノ事 能

シ東京ニ於テ交渉ヲ行フコトト

昭 和14年6 并 27 Ħ 有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より

1548

般原則に重点を置き具体的事項は現地で協定 日英東京会談では英国の対中態度是正など一

すべきとの方面軍司令部の意向について

JŁ 京 6月27日後発

本 省 6 月27日夜着

第七五四號 (部外秘 館長符號扱

欄、東京ニ於ケル天津 型英及天津宛貴電合第 九 三號二關

東京ニ於ケル天津租界問題協議

ニ關シテ

ハ當地軍司令部

對支態度 租界問 具體 |題處理ノ具體的事項ヨリ 的 事 () 是正 項 ハ ナルー 寧 口 現 般原則ニ 地ニ於テ協定スル 重 ハ主トシテ英國 點 デラ置 キ ヲ 檢 可 + 問 リトス 檢索廢 ク對日

、軍ヨリ 意嚮ヲ有シ居 ハ二十五日右趣旨ニテ中央ニ意見具

审

Ŧ

為

セ

ル

カ

ル 止 及

1]

東京ニテ取扱フヘキー [カ援蔣態度ヲ拋棄シ嚴正中立ヲ守 般原則トシテ コ

英國 [英國カ北支ノ新事態ヲ認識シ治安ノ囘復竝ニ ル 其 維 持

力

加

千

切

行爲ヲ中止スル ニ努メツツアル日 コ |本軍 1 努力ヲ妨害スル

三右ヲ實行スル _ 一於テ ۱ 帝國 |政府トシテ在支英國 權 益 ヲ

尊重スルコ

決定ハ現地ニ於テ之ヲ爲スヲ適當ナリトシ其 ノ三點ヲ擧ケ天津租界問題モ 右 ノ基本方針ニ準 理 據 由 シ 細 トシ Ħ

テ要領 八今次租界 必要ニ基キ執リ ノ檢問檢索實施 `タル事實行爲ニシテ實害除

が軍

ノ治安維持並ニ

自

衞

上

1

去ニ關スル

珼 地 兵 團 認定ノ重要ナルコ

(口) 從 鱪 ス テ ル 根 ル認定如 本 的 原 が何ニ 則 依 闗 1] ス ŕ ル T .)\ 實際問 解 成立 題 ス 1 ル シ E 會 テ 檢 害 簡 除 ヲ 繼 去

ス ル 心要ア ĺ キコ

點 ラ擧ケ居

東京ニ於ケル レ + ハ之カ實行ニ關 jν てて假こ 相當程度具體的 話合 力如 何 英國 ナ íν 程 二 度ニ 百 ル 競意ヲ 細 1 ス Ħ 認 ル 事 七 項 ル 珥 汔 舢 百 重 25 ル 7 側 問 知

シテ

スル

側

ジ滅

4

檢

幣流 ヲ 廢 方實行ニ 止 |通禁止ヲ約スルモ現地トシテハ其 セスト主 關 アスル 張ス 先方ノ誠意ヲ認ムレ ク 例 ハ 東京ニ於テ英國 21 ノ實行 其 力問 徹 底 的 題 側 實 ナ 力 行 ル 法

件 25 解 檢 決 間 一一一一 重 點 後ニ 夕 ル 亘ルモ之ヲ容認スヘシ キニ付右軍側ト モ充分御 此 聯絡 點 21 適當 ŀ. 本

針 御 決定 要アリト -存ス

天津、 海 轉 雷 セ 1]

(欄外記入

要注意

題 二十七 ノミニ限定スル $\bar{\mathsf{H}}$ Ш 本山 佐 */*1 ガ 小二過グ」ト述ベタ + 亩 東京ニテ交渉ヲ爲ス以 ル 現地意見二依 上天 津 ル Ŧ 間

ケシ

4

努力シ之ニ依

1]

地

X

重 援

分

其

ノ態度ヲ變更セシメ我國及新

政權

1 ヲ

協力ノ實ヲ舉

策ス

ル ル

1 コ

共ニ トニ

逐次前記重慶

一對スル 占領

積

極 固

的

助 慶

ヲ

取

11:

易二之二應セ

サ

ĺ

ヲ

以

テ順序

トシテ

ハ先ツ占領地

三於

ŀ 忠 ル

續

昭 和 14 年 6 月 27 \exists 有田外務: 大臣宛見民総領 電

報り

1549

日英東京会談では占領地に おけ ;る英国 の 態

度

是正をわが方の目標とすべき旨意見具申

本 省 6 28日 前

香

港

6

月 27

後

発

第八 貴電合第一三九三號 七〇 號 極 祕 館長符號扱 二關

天津租 シ又ハ在英米在外正貨 賣込ヲ取止 在 スル等 ル 界問 丰 コトハ我方トシテハ最モ ・處英カ重慶ニ メ或ハ當分平衡基金 題交涉 ノ最終目 對 ノ現在高 ス ル 標 援 *ا*ر ヲ ノ强化ヲ爲ササル旨ヲ約 助 結 ・望ム所 何等カ 局 打 英 ヘノ援 讱 ナルモ先方 ヲ 形 助 火式ニテ 明シ武器 政 策 放 發 棄 容

梨 2551

メサス外ナシト認メラルル

シテ我軍事上ノ必要ヲ認メシムル一方從來囘避シ來レルニ、天津交渉ノ內容カ如何ナル程度ノモノニアレ要ハ英國ヲ

「デフアクト」ニ承認セシムルコトニ歸スヘク右カ成功地方政權ト實質的ニ接觸ヲ保チ之ヲ交涉ノ相手トシテ

級審判廳トシテ租界ニ於テノ維新政府法院ニ對スル訴訟スル以上ハ上海共同租界ニ於ケル土地臺帳又ハ法院(上

易二解決シ得ルモノト認メラル

系統ヲ承認スル形式ニテモ可ナル

ヘシ

)問題

ノ如キモ

容

表ヲ派遣スル迄此ノ際先方ノ態度ヲ決定セシムル要アル東スルニ至ルヘク近ク成立スヘキ統一政權ニ對シ政治代東の営然ノ歸結トシテ新中央政權ニ對スル英ノ態度ヲ拘

日

性リ

的取扱ヲ爲ス英文記事アルモ當局トシテハ事態カ當領ニ、當地ノ一般空氣ハ天津問題等ヲ反映シ當テコスリノ反日

波及スルコトヲ極力警戒シ居リ案外平静ナリ

北京、上海、天津へ轉電アリタシ

一方河へ車電いりの形

昭和14年6月30日 在英国重光大使より

1550

している中立性の尊重に対しわが方反論振り天津租界問題の解決に当たって英国側が重視

意見具申

ニンド

月 月 1 30

日後発

本 口

省シ

7 6

1日後着

第七一六號

往電第七一〇號ニ

關

ニ付變更ナキコト(此ノ點ヨリ見レハ英國側ニ於テ日本側天津事件ノ解決ニ付テ英國政府ハ租界ノ權力(Authority)

點ハ兎モ角第二點ニ關聯シテ當方ハ英國側ニ對シ左ノ1ヲ害セサルコトノ二ヲ要件トスル旨ヲ聲明シ居ル處右相當ノ要求アルコトヲ豫期スルモノトモ見ラル)及中

通リ説明シ居レリ

第 立

英國カ支那問題ニ付テ今日迄日本ノ行動ヲ非議シ支那ヲ

問 題 ル テ

題 1

、解決ニ都合良ク考ヘラル

ル中立云々

主

義

ラ

启 天 津

地

以上

全 右

一般的

丽

題 支、

(即チ蔣介石援助政策等)ニ

關シテハ

天

詯

日

英ノニ

|國關係全般

グ問

題

ピナリ

英國

厠

21

斯

問

Ź

 \mathbf{H} \mathbf{H}

解決ニ當リ

·テ議題トナスヲ好マ

、スト

聲明シツツ

津

英. ル ル 國 굸 中 口々 F 節 際 ᇴ À ス |八今後支那ニ中立 脇 え 政策 本 ル 盟其 ル 中 寸 立 場 英國カ速ニ支那援助 ヲ執ラン ナル Ĩ 他 執 モノ ij 機 ・コトヲ要望スル 扂 放會ニ 一ノ態度ヲ執ル ル 意議の議 21 於テ聲明シ 英國 ハ果シテ眞ニ 政府 ノ政 コ 七 策ヲ廢シ今日公言 居 公然議 トトナリ ノナリ ル ル所ニシ 中立 ゴヲ意味 テテ ij 於 (デス Ĺ ス

序

實

來

基

=(2) 、支那 的 朋 .韻 從 滴 來戰亂 眉 元セント 度每 -スル 二名 ハ 根本的 國 21 何 ピニ矛盾 V Ŧ 其 F íı 抽 方的 權 益

右 ヲ 擁 胚 護 府 え ル 承認等 為地方 /實力有 主 義 問 ル 政 題 ŀ 府 ŀ ハ -協力ス 關 係 がナク ル アラ恆 ンテ行 1 1 セ 來 1]

1] 1 如 協 、リ今日北支政 Ź ガス キスラ其 íν Ŧ jį. 、ニシテ右協力 コ 分滴 \vdash 權 涌 權 ナ グリ又ハ 範 益 擁 崖 三入 護 南 範 京維新 基 ij 崖 一礎ナ タル) ` 極 政 事 ĺν メテ廣汎 府 P パナリ ミナラス ル 21 唐 ニシテ ヶ實力 知 地 事 方 政 海 府 會 關

平

和

秩

冷序

攪

氰

ラ欲

+

+

ル

限

リ當然

歸

結

ニシテ且又從

一、今次交涉

ハ天津ニ於ケル

シテ爲シ居ル テ採リ ヲ云々 グラ攪 力政 一
に
説明 本 一礎ヲ喪失スル ハス)ニ付テ當然適 本ノ勢力範 内 亂 ノ官憲タルト又ハ地方政權タル支那 亂 府 等ノ タ スル英國等カ重慶政府 ĺV 25 スルモ 1 がテル 態度二 場合ニ 大體之迄モ啓發運 崖 協力ヲ肯ンセサ ノナリトノ Ŧ 於テ既ニ カ當方ニ於ケル 觀テモ 一歸シ ノニシテ又故意 闸 居 セラ で何等ノ ī 責任ヲ負擔セサ 樹立セラレ 地方ノ ĺ ルニ 動 疑 \wedge 勢力圈 ノ 丰 取 簡 一於テハ 二當該 政 Ŧ 扱振 部 T 權 ĺ ノ 居 二在 1 右 タ リト 當然權 ジ官 地 ル 一カ占領 丰 ル テ英國側 ĺ 方 傳 ル ・
筈
ナ
シ 地方ニ 憲タル シテ右報 25 叮 統 ラス右 今 平 益 ナ 和及 H 地 1] 若 中 域 1 對 立 9 秩

歐各大使、 府 米へ

在 ス

轉電

外 務省 の日英東京会談交渉方針 1551

昭

和

14

年

月

1

H

昭 和 + 应 七

が現下ノ 事 態 關 聯ス ル 各種 題

1552

昭 和

天津租界問 14年7 Ħ 題 1 Ĥ 有田外務大臣宛(電報)在天津田代総領事より

で要求すべき根本原則と具体的事項に関する 2の交渉順序および日英東京会談

涉

地係官間二天津英國租界問題解決

ノ大綱ヲ議定シハ更ニ交

東京ニ於テ現

意味スル根本原則ニ付意見一致ヲ見タル

天津現地軍の 別電 昭 日和十四年七月一日発在天津田代総領事より 意向について

有田外務大臣宛第四

右根本原則案

= 昭和十四年七月一 有田外務大臣宛第四二五 日発在天津田代総領事より

右具体的事項

本 天 津 7 月 1

日後発 $\bar{\mathsf{H}}$ 夜

省

7

月1

第四二三號 (極秘、 館長符號扱

東京交渉ニ於ケル我方要求事項ニ付テハ北京軍側ニテ方面

欄外記入

導 白

ク

如ク施策スル

ルコト

ァ ル 体ト

ハ別ニ英國大使ト接觸シ側

面

交渉ニ當ラシ

(外務側ハ

關

ス

ヘル現

い地交渉ヲ東京ニ於テ行フ建前トス從

ア現

代

.加藤公使及田中領事)ヲシテ直接英國

圓

1 舢

7務大臣ハ正式ニ本交渉ヲ開始

ススル

外必要ニ應シ本交渉 [ヨリ本交渉ヲ有利ニ

七月一日山本中佐二送付濟

編

注

右 第

課長 以外相,

杉 沢

|原東亜局第| 、田外務次官、

一課長の決裁あり。 栗原東亜局長、

土

亩

東

亜

ヨリ 本的問題ノ討議ヲ先決トシテ處理スヘキモノナリトノ見 别 官及島出席)セラレタル 軍案作成ノ由ナル 二當地軍 $(\dot{1})$ 先ツ閣下 側現地案審議 「クレーギー」 カ北京ト充分打合ノ餘裕ナキ由ニテ右 處軍ハ本件交渉ハ飽迄日英間 ノ爲一日例 間 こ二英國 ノ關係者會議開催 後(口) ブ援 (蔣政策放棄ヲ

本 基

地

經 ヲ天津ニ移シロ ヘキ ・モノ トシ 右 、實施細目ニ付日英間ニ交渉ヲ行フ順 (1) (II) 我方要求案トシテ夫々別電第 序

第二ヲ採擇セリハニ付テ

ハ軍

側原案ヲ更ニ具體的

ニ練リ改

右

頊

舢

案

21 當

地

司

令

部

太

Ħ

一參謀

加

 $\overline{\mathsf{H}}$

飛 行機

東

ŀ.

)

際携

行

四

現銀 別電第 刊 追 Δ 岩 放 ル 持 爲 物 決定 出 T 一部局 ノ 二 取 (七) 和 締 ショ 內抗 界 (DU) 延 内金 特 鵩 期 報 Ξ H **融業者** 糸 職 夕 國二 流 員 ĺV 通 カ 一對シ其 肅清 原 ノ檢査協力等ヲ 對 案 ス (=)ハル協 ブ抗 [秩序紊亂 (-)戦力 (五) 抗 \exists 法幣 分子 ラ 搊 施設、 た居 增 加 流 引 え 涌 **煙禁止**(六 ル 1] 渡又

シテ ナル 1] 其 惧 P リルト 、全部カ容認 -思考セ せ ラ ラ ĺ ĺ ル Ŧ シト 軍 側 /١ 二於テモ右 期 得シ 居ラサル ハ 我方要 模樣 求 7

尙 モ

(1)1

基本的

問

題ヲ嚴

格

三主

張

ス

ル

诗

バ

恐ラク交渉停

植

ヲ以テ援助」

云

々

21

、主ト

.シテ英國

ノ對支經濟的

援

助

7

指 Ħ

ス 的

4

ĺ

н

雷 り大共 北 京 F 海 轉 電 セ 1]

本電 豫定

別

別

電

津 Ħ 1 Ē 後 発

天

本 省 Ħ 1 Ē 1夜着

東京

ごかか

ル

現地

英兩國

政

府

二於テ取

極メラレ

タル

根

本的

原

削

則

巡

五

號

極

祕

第

加

加

號

極

祕

館

長符號扱

東京交渉ニ 一於テ主 張 ス キ 桹 本 原 則

防 1英兩國 止シ テ ハ 支那ニ 兩 國國 一
交
ヲ 於ケル 調 整スル 兩國 間 爲左 不幸ナル事 ノ了 解 ヲ 影發生 爲 或 根

源

ヲ

英國 對シ其 フ 日支事變ニ 抗 戦力 É 關 增 ラシ嚴正 加 ス ル 目 ナ ル中立 的 ヲ 以 テ援 ヲ維持シ特 助 ヲ 與 T ル

日 支權益 7 一本ハ英國 有 せ ラ尊重ス # ル カ事 コ 1 **子變間** j 一聲明 嚴 Ē Ź 市立 ゴヲ維 持 スト

認

A

ル

間

其

在

意

思

北支ノ新事態並ニ 一新 秩序建設 關 ス ル 日 本 軍 / 努力ヲ ス 認

右 地 識 ラ三 當局者間 シ治安秩序回復及維持 原 則 ラ 基 於テ實施ス 調 トシ天津英租界問 妨 害卜 ナ 題 ĺ 關 丰 行爲ヲ控制 スル交渉ヲ現

別電二

天 津 月 1 H 後

発

省 月 夜 着

交渉ニ於テ現 館長符號扱 地當局 本 テ 要求 事 項

茈. 人國 21 和 界ヲ治 三安秩序紊亂 T. 莋 根 據卜 ナシ又ハ

П

分子ヲ擁

護セサ

ルコ

、英國 四八 / 金融攪 亂工 莋 :ヲ爲サ + ĺ ノミナラス租 洯 為ニ 在 ル

玥 銀 租界外搬出 [ヲ妨害セサル ルコト

、英國 査ヲ認ムル ハ治安、 コ 經濟 病方面ニ 於テ租界 Ź ||ノ共同 . 捜査又ハ 調

四 除 Н 一本ハ右 一項目 ノ實行ヲ確認セハ現下ノ交通 制 限 ヲ 解

Ħ. 以 移 É ラ 加 頃 Î 確約 ノ下ニ細 部 プ取 極 一八現地ニ 於ケル交渉

以

H.

昭 和 14年7 Ħ 1 Ĥ 有田外務大臣宛(電報)在上海三浦総領事より

1553

重 「租界問題を契機に英国の態度を是正する好 |慶政権の財政逼迫や対英不満などに鑑み天

||到来との田尻総領事意見具申

 \vdash 海 涥 1 Ĥ 後発

本

省

7 月

ĩ

日夜着

第 八〇七 號 極 祕 館長符

テ

 $\mathbf{H}^{(1)}$ 尻總領事 日 1]

其 ニ付蔣介石 V 不取 介え後 散上 倩 海 ハ 報 ŦL ノ人心收攬ノ手段トシテ二千二百萬弗程 依 ||祥煕ヲコツピドク叱リ付ケタ ルニ 爲替賣止 三始 マ ル 重 慶 ij 金 傳 融政 ハラ 策

保トスル貸付證券即チ倉荷證券 法幣ヲ以テ或期日迄ノ滙劃ヲ限リ買上クル外商品ヲ擔 類似 ノ如キ Ė ラノ 流 通 ヲ 度

二不充分ナルノミナラス結果ハ總テ資本逃避少クトモ預 許ス案ヲ立テ近ク實行スル筈ノ カ由ナル カ右 Ŀ 海 ノ需 要

金ノ外國銀行ヘノ流入トナリ假令一 時 ブ小

テモ之ニ依リ終局 ノ法幣安定ハ得ラレサ ルヘ 東ヲ見 ク殊ニ近 ル ŀ 來

^ 通リニシテ重慶ノ財 ||ノ購入カ兎角圓滑ヲ缺キ 一致ハ 相當行詰リヲ來シツツアル 居 ヲ

ル

旣

報

軍費ノ支給及軍需品

三、玆ニ於テ英米ヨリ カ 何時迄持チ耐ヘルヤ多大ノ疑問 ク借 款問題起 ル 、譯ナル ア ij カ二千萬米弗

以

グテ何

レハ第二ノ

、彌縫策ヲ必要ト

-スル

ニ至リ六片

ラ相

於テ相當活躍シタル模様ナルモ何等 規借款モ容易ニ李白ノ同意ヲ得難ク未タ米ニ對シ正式ニ ラ持出スニ至ラス又英ニ對シテ ź١ 過般來宋美齡 ノ收穫ナク引揚ケ目 香港

其(2) フ 上ケル -宋子文ノ が 作用 ヤヤニ イヤ又金カ / 渡英 一付 1 デ テ 出 ゴタト 英 最 般二 後 對支援 ・シテモ英カ此 一悲 孧 觀 ラ 繋キ 節 的 微 見 席 溫 ij ル 子文カ Ŀ. 的 向 - 實質 多 ナ íν 前 果 ヲ 忽 援 朌 テ A 氣 腰 ヲ 持 齟 ヲ

テ \exists Н 香 港二 工 轉 7 1] 'n Ē 內 政 並 假令未夕微妙 ń 一於ケル 富 排 長官黃 'n 英ニ 菂 風 'n 動 潮 支那 一變リ 平 韶 現 ラ ĺ 旣二 一對シ半 Ť ý 來 餅 íV ッ i 第 一看取シ 階段 P ル 對 ĺ 'n 25 **對**感情 旨 累次電報 冗談ナル \新聞記 在 述 ルニ タ カ 事 干 íν 兔 干 1 及論 有 Ħ 涌 角 セ 下支那 樣 屇 日 1] ニテ 說 斯 Ť Á íν カ 如 カ二十 檢 政 À ラ 7 ź 閱 廳 支 排 新 1 當 那 H Ł 聞

> 其 關

的 夕 ス 1] 干 ニニモセ 排 11/ 11/ Ŧ カ 革 如 大的 加 ラ \exists ヲ 7 ノ又眞 香港 禁止 Ŧ 論 說 原傷 F 4 一及ヒ 取 굶 ル 掦 崩 例 載 締 面 7 ル 7 7 íν 1 目 Ú 、許サス (當方ニテ態ト Ŧ -共ニ支那 ヲ失フコトナ Н F 本 海 · ノ 對 Ξ 於 人 英壓 ・キ様注 íν 對 英國 泊 H 力 I感情 大使 假 書 意シ 令 カ ヲ 居 形 シ 煽 二 對 ル 式 X 動

> 差支 界 居 檢 1] Ĵ 討 右 反 カ ヲ 力 事 ル 4 (感ヲ天秤ニ 升 實 Ĥ ナリ ル ヲ 1 掛 得 t ヌ立 ケ對支援助 英トシテ 場ニ 追 込 ź١ ヲ 續 マ 日 V ク 本 ッ ツ キヤ否ヤニ 厭 P 泊 及支 ij ŀ 那 付 財

四 (3)

方重 尘 ジ他 居 係 洋 說 ヲ ル ハ 1 悪化 糸馬ス 國 躯 海 處 慶 際 濃 地 峽 25 モ 政 ラ 植 報 財 新 企 局 民 ノ 政 圖 地 ノ外 依 收 聞 動 力 シ V 拾 干、 居 暹 首 *)* \ 様二 羅等ニ 華 爲最 接行 ル 英ノ 由 橋 第 「ニテ重 動 近 一派遣 野ヲ辭 一對シ 對 頫 威 H 1] シ同 重 强 就 慶 セ + 慶 華 腰 中 側 蘇 方 擁 僑 ル 官 對 ヲ 面 護 賴 英策 傳 テ 働 宣 1] 於 口 丰 費 動 面 掛 及同 ル 專 Ħ ケ 扂 紙 シ \mathbb{H} 員 ナ 面 地 英 ヲ ル \mathbb{R} ル

勸

南

要ナル 事實等 命的 ス我 ス 迄 ル 次第ナ 打撃ヲ 方及汪 区 $\dot{\exists}$ (感ハ 1] 察ス 强 與 ĺV 派 丰 フ カ ル ĺ 華 對 二右 E 3華僑工 コ 僑 P トト 1ハ必 動 ル 作 ンスシモ ナ 向 拘 ル 加 /١ 何 此 ラ 根 Ź ク 依 意味ニ 機ナキ 未タ之ヲ 而 ij モ 華 テ 一於テモ $\dot{\exists}$ 倭 一聲明 間 重 慶 愈々 セ 重 Ŧ 對 慶 思 重

邁 ス 進 ル にスへ 我 キ場合ナルカ之カ爲ニハ 對支 一政策ト -シテ 25 今ヤ 統 英吉利 政 府 力從 出 來 現 及强

豫防

警戒

F ī 21

、ナスニ至レ

レルモ ボヲエ

ノナリト

嶂 探

香港

二二傳

、ラレ 7 間

頭 11/

來

ル

区 本

及英空氣

部 係

局 j

於

知

大袈裟 第

ĺν

Ħ.

要

ス

脅迫

Н

偂

1

-何等關

ク同

[地支那

財

Ĺ

得 對

ル

纒

V

1]

附

クニ

一至ラサ

ル

21

遺

極至

極

致

對英交渉ヲ開始スルニ 共二他面汪派ト協力シ對華僑工作ニ新生 香港ヨリ 、改メ我ニ 局 對 地 ス ル 的 『觀察ナルモ天津問題 協力的態度二出 都合良ク事態ハ ッ ルニ 展開シ ラ切掛トシ 如 |面ヲ開拓スヘ クハ ンツツア 、ナク 全 ル 굶 袻 丰

1 的 七

時期 干 |港發往電第八七〇號補足旁電報ス 到達セルモノト ·認メラル生ノ儘 ノ考ニテ恐縮

ナ

ĺV

1554

昭

1和14年7月

4

Ĥ

有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より

する方面軍司令部の方針案について 天津租界問 題 2の交渉順序および要求事項に関

北 京 7 月 4 口後発

本 省 7 月 4 日後着

第七七六號(部外極秘) 館長符號扱

往電第七五四號二關

當地軍 ナ 原則 根本的ニ改メシム راز カ 加 節 - 司令部ニテハ今次交渉ヲ機會ニ英國 日上 崖 京 止 ノ豫定ナル X 細 ル ルコト 目 25 現 ・ヲ目標トシ東京交渉 武藤副長及川村大佐 地 二於テ爲スヲ適當ト 個 ۱۱ 依然根 對 ノ携行スへ Ż 態 ル 見 本的 度 Î

> 丰 本件交渉ニ對ス ル 軍 谫 方針 ハ 槪 ネ 虍 アが如

一、本件日英交渉ハイイ東京ニ於ケル日本政府及英國大使館

階ヲ豫定ス但シ交渉 ノ交渉(第一段)四東京ニ於ケル現地當事者間ノ交渉 二段) (/) 現地ニ於ケル兩當事者間 ノ模様ニ依リテハ第二段以下ヲ現 ノ交渉 (第三段 ()ノ三段 地

ニ於テ行フコトモアリ又第三段ヲ東京ニ於テ行フコト

Ŧ

三、第一段階ニ於ケル交渉事項 アリ得へシ ノ三點トシ英國側カ右ニ同意スルニ於テハ第二段ノ交渉 ハ往電第七五 几 號 ノニニ列舉

三、第二段ノ交渉ニ 二入ルモノト ース 於テ英國側ヲシテ確認セシムヘキ事項左

如シ

(1) 反日抗 H ij 阻 止

問 題 1 犯 九人四名 「ノ 引渡

反 \mathbb{H} 的 諸施設、 言 動 出 版物等 取

「李漢元ヲ始メ工部局內反

行職

員

バノ肅清

經 濟 的 攪 見亂行爲 ノ取締 (又ハ 、經濟

的

諸

工作ニ

對

ス ル協

(D)

力

一法幣ノ流通禁止及現銀

ノ引

渡

曺

ス

ル

J

○反日分子ノ取締○○和界ニ於ケル共同取締

實

施

二法幣流通取締

(7)法幣ノ租界内流通絕對禁止 で第三段ノ交渉ニ於テ確認セシムヘキ事項左ノ如

一外國銀行ノ一切ノ取引ノ決濟ハ中聯券ヲ以テス

口舊法幣及舊法幣建勘定ノ整理

K

三為替相場ハ總テ聯銀券ニ改メ且對英一志二片基準ト

四公租公課ヲ始メ一切ノ取引ニ聯銀券ノ强制通用力ヲ

切

とか韋化督ヲ悲罰ン且古ニ欄スレ共司警察權ヲ亍吏關スル臨時政府ノ法令ト同趣旨ノ法令ヲ制定實施シ()右各項實施ノ爲舊通貨流通禁止、經濟攪亂行爲等ニ

ハ支那側銀行錢莊及商社ノ檢査取締

保管

ラ

ル

 \exists

依リ完全ナル檢査ヲ行ヒ然ル後同

府ノ臨

手ニ

依リ之ヲ

但シ場合ニ

ーヨリ

現

在

ノ保管場

所

同政

時

政

府

手ニ

○資產、負債、損益ノ內容、現金、有價證券、未

券等一切ノ內容檢査

ル

コ

[事務取扱上竝ニ經營上ノ(貸出、爲替操作、投機

天津、上海へ轉電セリ

買

溜

賣惜ミ等)取締

ジーング 車電) 1

昭和14年7月5日 有田外務大臣宛(電報) 在北京堀内大使館参事官より

1555

津租界問題日英折衝要領を方面軍司令部作成日英東京会談で折衝すべき事項をまとめた天

について

により有田外務大臣宛第七九○号 昭和十四年七月五日発在北京堀内大使館参事

右折衝要領

北 京 7月5日後発

本 省 7月5日夜着

第七八九號

(部外極秘

館長符號扱

本件軍側方針ハ三日夜更ニ練リ直シタル結果相當 往電第七七六號二關 プ修 疟 サ

解決ヲ期ス

九〇號ノ通リ電報ス 川村大佐携行セリ冒頭往電ト重複ノ惧アルモ全文別電第七 見(特二第二段以下ニ於テ)四日汽車ニテ東上ノ武藤副長及

シテハ軍内部ニテモ相當議論アリタル趣ナリ 中ニ加ヘラレ第三段ノ交渉實行ハ規定シ居ラス右修正 修正案主要點ハ冒頭往電ノ第三段ノ交渉實行カ全部第二段 三對

別 電 上海、

天津

:へ轉電セリ

北 京 7月5日後発

本 省 7月5日夜着

第七 九〇號 (部外極秘、 館長符號扱

第 天津租界問題日英折衝要領 一方針

> 一、天津租界問 是正スルノ要アルニ鑑ミ今次英國側 .題ノ解決ハ英國ノ事變ニ對 ジノ申 コスル 出ヲ利用シ全面 根 本的 態度ヲ

的ニ其ノ態度ヲ是正セシメ然ル後現地ニ於ケル諸 問題

二、現地問題ノ原則的事項ハ東京ニ於テ其 スル事項ハ天津ニ於テ折衝ス

ノ具體的實行ニ關

第二要領

一、折衝ヲ左ノ三段ニ分ツ

一、外務當局ト英國大使間

ブ折

三、東京ニ於ケル現地當事者間 『ノ折衝

三、現地(天津)ニ於ケル當事者間 『ノ折衝

三、外務當局卜英國大使間

ノ折衝

(第一段

(7英國ハ援蔣態度ヲ放棄シ其 ノ嚴正中立ヲ守ル コ 1

一、本折衝ニ於テ左ノ根本原則ヲ確認セシム

(D) |英國ハ支那ニ於ケル新事態ヲ認識シ治安恢復並ニ維

爲ヲ中止スルコト

持ノ爲努力シアル日本軍

・ノ妨害トナルヘキー

切

い右三項 自 カ實行セラル ル 限リ 日本ハ英國 ノ在支權

益

ヲ尊重スル コト

끄 確認

三、東京ニ於ケル現地當事 英國 敢テ 英國カ前 1 Ż 移ルモ之カ受諾ヲ拒否スルニ於テハ交渉 ノ辭セス ルモ之ニ應 四カ本折 二項ヲ受諾スルニ於テハ現地當事 衝間 ス 2租界隔絕 ル 者間 ルコト ナナシ が折衝 解除乃至緩 (第二段 和 ヲ 要求 者 決裂 蕳 え F 折 ル

コ

ス

î

 \exists

認セ 本 -折衝ニ於テハ シ 、天津租 界問 題解決ノ爲 // 原 訓 前 事 項 F 確

租界内ニ於ケル イ 抗 ,日共産分子ヲシテ租界ヲ利 抗日共產活 動 ノ除 用 美 セシメサ jν

セシムヘキ

事

項左

如

П 抗 犯人 ノ引渡

7) 抗 Ή 職 冒 (ノ罷発

和 一界內二於ケル經濟攪亂行爲 抗 H 共 全的 施設 動 文書等 ノ停止並ニ北支ノ金 ノ禁止

> 濟工 莋 對 ス ル 協

天津英和

題

21

右

根

本

凉

則

二基

丰 處

理

セ

ラ

ĺ

其

別

韶

事 嵬

項 詯

東京ニ

一於ケル

現

地當事者間

一於テ

其 ク

間 且.

一於テ折

衝セ

レラル

キ

コト

・ヲ承諾セ 3地(天津)ニ

シ

ム

衝

艚

覧的實行ニ

關

ス

ル

事

項

/١

現

一於ケル

ル當事

A 經 イ、 濟攪 公租公課手數料始 亂 根源タル法幣 メ 租 切 洯 取 內 引 流 涌 決 ·禁 濟 ıŀ. /١

中

ミヲ以テスル コト

口、 爲替相 舊法幣及舊法幣建 場ヲ 聯銀 建二改 勘定 メ ヲ Í. 廢 對英一 除 ス ル 志二片 コ 一基準

右各項 (實施 、爲必要ナル 法令ヲ發 布 Ż ル コ 1

B現銀 搬出

京津 兩 市現銀管理委員會保管現 銀 ノ 租 界外搬 出

力ス

ル

 \exists

C支那側銀 內容檢查監督 行等 ヲ可能ナラシム ノ檢査監督支那 ル 側 コ 銀

行、

銀

號

及錢

D 臨 時 政 府 ブ現 ニ採リ又ハ 將 來採 ル コ 1 ż ル 丰 切

爲替政策 ニ協力ス ル コ

三、治安維持

爲

租界內二於

ケ

ĺν

共

同

取

コ

イ、 抗日共産 分子 取

舊法 幣 流 通取

口

*ا*۱ 支那 側銀行銀號錢舖及商 社 取 締

融經

2561

1556

昭 和 14年7

Ħ

6

Ř

有田外務大臣宛(電報在英国重光大使より

、折衝

ノ上實行セ

シ

L

 \wedge キ

・事項左ノ

如シ

關シ折衝

ラ

(別ニ定ム

削

英国は列国に影響を及ぼさない地方的問 みを東京会談で論議する方針との報道にも

題

繿 $\overline{\sigma}$

ンドン 7 月 6 日後発

本

省

7月7日前着

豫定ナリ

)同国の対日態度改善方策につき意見具由

第七 几 八

ト英國側誠意ノ度トヲ參酌シ 箇所 Ź ĺV 六日 夫レ以上ノ廣汎ナル問題ハ他 京交渉中嚴格ナル 「タイムス」 外交記者ハ天津問題ニ關シテ 地方的問題 ノ列强特ニ米佛 ノミヲ論 議スルニ ハ政 利害二直 決定シ居 府 /١ 東 接 1)

渉ニ關スル英政府 影響ヲ及ホスヲ以テ論議シ得ストナシ居レリト 英國カ東亞ニ於テ日本ト良好ノ關係ニ非サ ニ於ケル中立國使臣トノ接觸ニ依リテ得タル ノ意嚮ヲ反映セシメ居レル ĺ J 印 カ本使カ當地 1 象ニ依レ 報シ東京交 却テ他

ハ

王、現地(天津)ニ於ケル當事者間 (g(オ)

ノ折衝(第三段

自主的ニ 場合ニハ

租界隔絶ヲ緩和若クハー

時解除スル

コト

ァ

ij

「認定ノ準據」

現地二於テハ東京ニテ英國側ヲシテ確認セシ

メタル

2的事項ニ基キ具體的ニシテ直接實效ヲ生スヘキ事

項 原 呵

右

|折衝間

||英國

回側

ヨ

「リ租界隔絶

ノ解 コ

除

ヲ要求シ來リ

其

他

經濟

攪

亂

配行為防

止

ノ爲碼頭等必要ナル

於ケル共同

.取締ヲ認ムル

者多ク之等ニ對シテハ當方ニ於テハ支那ニ於ケル英國ノ從 ノ大小國ノ利益ニ 鮮カラス悪影響ヲ及ホシ居ル J 1 - ヲ說 ク

來ノ「オブストラクト、 日英關係ヲシテ今日ノ如ク悪化セシメタル次第ナレハ英國 ポリシー」(日本ニ對スル)ハ遂ニ

ニ於テ政策ヲ改ムル必要アルコトヲ力說シ居レリ英國 ア態

度ヲ改善セシムル爲ニハ他ノ大(特ニ佛國)小國ニ對シテモ

機會アル每二働キ掛クルコトハ相當效果アル様觀察セラル (右啓發資料ト シテ曩ニ當館ニ於テ「ジヤパ 1

英國 ストエシア」 ノ對支政策ニ關スル資料ヲ不取敢纒 ヲ編纂シ關係各館ニ配布シ居キタル にメ近 ク同 樣 配布 カ更ニ

館

長符號

極 祕

シ

米 旧 唱送 セリ 佛 瑞 西 瑞 典 白 蘭 = 轉 電 心シ芬 蘭 **゙**ラトビア」

1557

和

14年7

爿

8

Ħ

転に資するとのウィルソンの伝言につい 日英東京会談の)実現自体が将来の 有 田 英 国 外務大臣宛国重光大使 (電 両国関係好 報

П コンド 7月8日 後発

本 省 Ħ 10

天津事件交渉ハ ウイルソン」 ハ將來 + 日英關係 月七 \exists 政 1 鍵 府 近ナリ ノ意向 Ĺ -傳 ヲ / 反映 シ ス X タ ル 干 ル _ 對

シテ コト - 夫レ自身旣ニ好意的 、東京ニ於ケル交渉ニ依リテ解決ヲ行フコトト 措置 (日本政府 ノ)ト感シ居 ナリ V 1] Ź Ź íν

合第一

六〇二號

極

祕

部外

祕

シテ ル 天津事件自身ヲ解決シ得 兩 モ先般申上 威 關係 一付 ケタル ラ話 英國政 ヲ 淮 ロタル 7 府 ル 後二自ツカラ其 コ 意向 トニ !ニ變リナシト傳 何等異議ナシ プ背後 何 言シ 棤 レ 11

來

i

1]

何等御參考宏

1558

昭 和 14 年 $\dot{7}$ 月 14 \mathbf{H} 住天津田代常大臣より H代総領事他 K、在北京堀 地宛(電報)

日英東京会談の交渉方針につき 通

付記 昭和十四年七月九日、 陸軍省作成

天津租界問題二 一關スル 日英交涉要領大綱

昭 1和十四年七月 十三日 東亜局第 一課作成

天津租界問題ニ關スル 日英交涉大綱

關

スル 閣議等ノ模様

本 省 7 户 14 日後 9時 10 分発

交涉方針 大要左 如

天津 祖界問 題 關 アスル 日英交涉 リハ十五 H 開 始 、
苦
ナ ル 處

我

一、本交涉 問 題ト 範 其 韋 É 21 的 天津ニ於ケル 25 英國 ラ ź ンテ對 現 F 支那 事 事 態

シ

X

現

地治安維

持

强化並ニ

軍

生存上必

須

事 ヲ ス

注 本電 報 0 着電 時間が午前 午後の ずれであるか

編

明

+ 2563

變態

度 鵩

是 項

正 闗

關

ル

各

種

三、天津租 >特ニー 現地英國側 昇 般問 詯 題 .題處理ノ爲所要ノ對英政略施策ヲ併セ ノ協力ヲ爲サシムルニ在 ノ具体的 折 衝ニ入ルニ先チ英國 ij 尚右交涉 側 パヲシ 關 行 テ 聯 フ

治安維持並ニ軍生存上等ノ必要ヨリ當然ノ要求存在スル「支那ニ於テ進行中ナル現實ノ事態ヲ確認シ事變中現地

於テ之カ排除ヲ要スルコトヲ認識シ之カ妨碍トナルヘキコト竝ニ此ノ間敵ヲ利シ我ヲ害スルノ行爲及原因ハ軍ニ

三、天津租界問題ノ具体的交渉ニ方ツテハ之ヲ局地問題トシー切ノ行爲ヲ控制スルコト」ヲ諒解セシメ公表スルコト

其ノ要求ヲ軍ノ治安並其ノ生存上不可欽ノ範圍ニ止メ其

四、要求事項ノ內容ニ就テハ或程度ノ彈力性ヲ有セシムルモノ目的、限度ヲ堅持シ以テ交渉ノ短期解決ニ努力ス

タル程錫庚暗殺犯被疑者ノ引渡並ニ英租界內支那人犯人ハ現地日本軍ト協力スルコトロ今次天津問題ノ直接原因大体⑴抗日分子ノ取締其ノ他治安維持ニ關シ英租界當局

スルコトハ英租界當局ハ英租界內支那銀行保有現銀ノ租ノ搜査逮捕引渡等ニ付英租界當局ハ現地支那官憲ト協力

銀行其ノ他ノ金融機關ニ對スル臨時政府側ノ監督檢査ヲ界外搬出ニ干渉セサルコトに英租界當局ハ英租界內支那

界 妨 界內支那 ト協力スルコト等現地治安維持及經濟的安定ノ爲特ニ必 楽害セ 內支那 ス臨 人ニ 人ノ經濟攪亂行爲ニ對スル取 蒔 對スル適用ニ付臨時政府 政 府 舊法幣使用禁止 側ト 締二 關 ス 付 ハル法令 協力シ且英和 臨 時 政 英租 府 側

的實行ニ關スル事項ニ付テハ天津ニ於テ折衝スルヲ本則右要求ノ原則的事項ニ付テハ東京ニ於テ折衝シ其ノ具体

要且合理的

けル

Ŧ

ノトス

トス

垂

認定ニ依リ適時隔絕解除ヲ行フコトトナルベシナキモ英國側カ我主要要求ヲ受諾スルニ於テハ我自主的尙本交渉開始ノ爲天津租界隔絕緩和ヲ條件トスルコトハ

右不取敢

英ヨリ獨佛伊蘇へ、米ヨリ紐育へ轉報アリ度本電宛先、北京、天津、南京、上海、青島、香港、英、

米

(付記一)

天津租界問題ニ關スル日英交渉要領大綱

和一一、七、九 陸軍省

昭

第一、方 針

、本交涉 問 題ト ż 節 而 圍 シテ 21 **地**治 天 其 津 目 一於ケ 的 ίν /١ 英國ヲシ 現 下 事 態 對支那 關 聯 事 ス 子變

ヲ

是正

止セシ

ノメ現

安維持

/ 强化並

軍

生存上

必

須

事

≒

態度 各種

項二 尚右交渉ニ 關 ジ現 關 地地 英國 聯 シ中 側 央ニ於テ /協力ヲ爲サシ 特ニー 般 L 問 ル 題 在 處 理 爲 所 葽

對英政略施 策 ヲ 併 七行

+ ۲, 天津租界問

題

且

体

的

折

衝

三入

、ルニ先チ左記

事

項

F

諒

解

Ħ,

現

舢

側

間

交渉ニ委シ中央ハ

所要ニ

應シ必要ナ

ĺ

第二、

要

領

左 記

變中 英國 存 袏 コスル 現 側 地治安維持並 文那 コト並ニ 一於テ進 此 軍生存 間 行 敵 单 j ヲ利シ我ヲ害ス 上等ノ必要ヨリ ル現現 實 事 熊 ル 特 ラ 確 種 ノ行爲及 認 ノ要 汞 事

三、天 津 71 祖界問 加 が 得ト 題 + ĺ ノ交渉ニ方リテハ之ヲ $\stackrel{''}{\wedge}$ 丰 切 ノ行爲ヲ控 烏 制 地 ス 問題 ル コ 其

1

ノ

耍

原

田

重

白

高上

上之カ排

除

パヲ要ス

ル

コ

1

ヲ

承

認

心シ之レ

脂 求 度 i 重 図持 治安並其 シ以テ交渉 ジ生 存上 短 期 末 対解決ニ 寸 缺 ジノ範 一努力シ 韋 遷 止 延 X 其 ヺ 澼 分目 的

交涉

/短期

즲

有利

二二解

点決スル

ル爲萬般

措

置

リヲ講

ス

ハルト

共

打 チ 舠 iv モ 1

ル

先

芳

誠

意認

X

難

羊

場合ニ

適

宜

東京

於

ケ

ĺ

ヲ

具 体的 折 衝 開 始 方 íj Ħ 英 間 二諒 解 ヲ 取 1] 附 ク 丰

我

カ

交涉 基 礎 事 項概ネ別 紙 第 如

呵

`交涉開 方 ジ 採 始 ル バ為天津部 キ手心ニ就テ 租 界 隔絕緩 *)* \ 和 ヲ 現 條 地 件 軍 1 ス 自 ル 主 コ 1 的 ナ

待 ij

我

天津 袓 界 簡 題 二 關 シ テハ 其 要求事 項 ノ本質ニ À 英

行 ラ

行 而 ンテ現 關 ス 地 ル 事 調 項 題 1 11 天津 原 訓 二於 的 事 デ折 項 ハ 東京 衝 ス ル ラ本 於 かテ其 則 具 ス 体的 實

爲 中 央 ハ 前 對 項 英政 現 地 略 側 施策 交涉 小ヲ行 ラ推 進 ス ル 共 般

1

問

.顯

交渉ノ全般ニ亙 力ノ下ニ之ヲ進 1] 外 務 陸 軍 体トナリ 緊察密 + ĵν 連絡

要領第 項 諒 取 八、中央ノ交渉分擔

が概要左

如

2.交涉基礎事 項 槪 定

3. 現 地側交涉 ン側 面 的 斡旋

其 他全般ニ關スル 事 疽

現

地地

天津 須ノ要求ニ關シ現 :租界ニ關聯スル 側 ノ交渉分擔 / 概要左 、現地治安維持ノ强化並軍 如

生存上必

仴 |經濟問題ノ如キ中央トモ關係ヲ有スル事 ·項ニ關シテハ

地英國側トノ交渉

要スレハ中央之ニ協力スル ルコト -アリ

東京ニ於ケル日英現地側間

所衝

ノ際我方ノ要求スル原

訓

二、東京ニ於テ日英間ニ決定シタル原則 的 |事項別紙第二ノ如 烈的事 ず項ニ基 半現 地

(天津)ニ於テ其ノ具体的ニシテ直接實效ヲ生スヘキ事 が折衝ス 項

其ノ內容ハ別ニ定ム

三、英國カ別紙第三ノ 「警戒及監視解除 グ爲認定 ノル準 據

二規定シアル事項ヲ受諾セハ我カ自主的認定ニ依

ij

適時

採ル

コ

1

in、事態ノ遷延若クハ悪化ノ場合ニ處スル 備就中經濟對策等ヲ整フルト共ニ所要 隔絕解除ヲ行 (ノ措置 が為速 世ヲ講 Ξ 諸 ス 般 ノノ準 ル 干

ノトス

别 **加紙第**

日英交涉基礎 事 項

一、天津租界問 ニ於テ折衝ス其 .題ニ關シテハ之ヲ局地問題トシ日英現地側 ノ原則 的事項ハ東京ニ於テ其 (ノ具体 的

實 間

行ニ關 【スル事項ハ天津ニ於テ折衝スルヲ本則 ハトス

三、右會談ニ關聯シ大臣、 問題ヲ惹起スルニ至リタル根源ヲ除去シ日英間ニ於ケル 大使ヲ中心トスル會談ヲ行ヒ天津

支那事變ニ關スル諒解ヲ深ムルニ必要ナル討 議ヲモ行 ラ

現地側交涉基礎事項 左記基礎ノ下ニ天津ニ關スルー ニ關スル英提案ニ對スル應酬要領 切ノ ノ日英間 ノ懸案ヲ討

議

スルモノト

·ス

(7天津英租界カ日本現 ルコトヲ防止 ニ對シ害アル 力如 一シ且可成日本ノ對支政策ニ同 半如 地ノ 荷ナ / 軍事的、 ル目的 ノ爲ニ 政治的及經濟的利益 モ 利用 調 ノ態度 セラル ヲ

回天津英租界ニ於ケル英國 体問 持並軍生存上等ノ必要ヨリ特種 題ニ付キ討 議 ス ル コ 卜 ノ權力ニ關シテハ本交渉間 トスルモ事變間 ノ要求存在スルコト 現地治安維 ヲ 具

認 4 ル コ 卜

别 紙 心第二

東京 ニ於ケル 項 Ĥ 英現 地側 間 折 衝 ノ際我方ノ 要求 え

ル

(口) (1) 抗 抗 沿日犯人 (日共産分子ヲシテ租界ヲ利用セシメサ ノ引渡

、英租

界内ニ於ケル

抗日共產活動

ノ除去

ル

コ

原

副

前

事

(11) 抗 Ħ □職員 ア罷免

(二) 抗 H 二共產的 施設、 言論及文書等ノ禁止

三、租界内ニ於ケル經濟攪亂行爲ノ停止竝ニ北支ノ 濟工 作 二對スル が協力 金 뺊 經

(A) 經經 (1) 涌 公租公課手數料 禁止 **酒灣**攪亂 根源タル舊法幣 ^納付ヲ始メー 租界 切 、內二於ケル實質的 1 取引 決濟 21 中 流

 (\square) 養法幣建勘定ヲ中 -聯券建 こ改と ル 7 \mathbb{R}

一一一一一一一一一一一一一

ル コ

(23) 右各項實 施 ノ爲有效適 週切ナル 措 置 ピヲ英國 側

叉

5

Ι.

部

鼠

警戒及監視

ラ

解除

ス

ニ於テ採ル

コ

(B) 現 銀 搬 H

京津 兩 市 現銀管理委員會保管現銀

租界外

搬出

ロヲ認

ル コ

(C) 支那 側銀行等 檢 査 監

産及營業ヲ檢査監督セシム 中 國 聯銀 いヨシテ 租界 內 ブ支那 ル コト 側 銀 · ヲ認 行 4 銀號及錢 ル コ

舖

資

(D) 中 國 聯 銀 現ニ採リ又ハ 將 來採 ル

コ

}

T

ĺ

丰

切

爲替政策二協 ガスル コト

三、治安維持 (1) 抗日共產活 ノ爲租界內ニ於ケル協同 動 取締及搜査

取

締

及搜

査

(11) (口) 支那 舊法幣流通取締及搜 側 銀 行 銀 號、 錢舖及商 杳

其他治安經濟攪亂行爲防 止 ノ爲碼頭等必要ナル箇所 取

社

締

及搜

於ケル 取 締

別紙第三

側ニ於テ概 警戒及監視解除 ネ 左 記 ノ爲認定 諸 項ヲ受諾セ 準 據

依 2567

之カ自主的認定ニ

一、抗日犯人ノ引

(イ程ニ關スル當面ノ犯人四名ノ速カナル引渡

三、治安攪亂原因ノ除去

回李漢元等抗日職員ノ罷免

、治安維持並軍生存上必須限度ニ於ケル經濟措置い抗日的施設、言動、文書等ノ取締

二北支通貨政策二協力

通禁止並現銀搬出ニ關スル協力トス之カ具体案ノ細部本項ハ原則受諾ノ程度トシ其內容ハ差當リ舊法幣ノ流

(本件ハ其ノ實質的效果ヲ收ムルヲ主トシ之カ實行ノ折衝ハ解除後ニ亙ルヲ豫期ス

方法及程度ニ關シテハ斟酌ノ餘地ヲ存ス)

通取締並支那側銀行、錢莊、商社、碼頭及支那側現銀本項亦原則受諾ノ程度トシ其ノ範圍ハ差當リ舊法幣流

ノ檢査取締ノ程度トナス

具体案ノ細部折衝ハ解除後ニ亙ルヲ豫期ス

備考

各具体的事項ノ取扱ニ方リテハ軍ノ治安維持並生存上ノ

見地ニ基キ處理スルモノトシ現情勢ニ於ケル天津ノ問

二局限ス

(付記二)

「天津租界問題ニ關スル日英交涉大綱」ニ關スル

閣議等ノ模様

有田大臣御話

(昭和十四、七、一三、亞

れますなり〉 閣議ニ於テハ別段ノ異存ナシ(陸相ヨリ租界封鎖

ノ關

係

ヲ說明セリ)

一、我方條件ハ裕リノアルモノト諒解ス

合ニ依リテハ新聞記事掲載禁止ノ要アルコトヲ指摘ス)、條件內容ハ絕對極秘トスルコト(內相此ノ點ヲ强調シ場

、交渉ハ成へク纒メルコト而シテ右スルヤ左スルヤノ場面

、松岡參議ヨリ此ノ案ヲ見ルト交渉ヲ纒メル方針ナリヤ否ニ立ツカ如キ事態ニ至ラハ閣議ニ於テ再考スルコト

ヤハッキリシ居ラスト言ハレ大臣ヨリ然ルヘク答フ

一、條件ニ裕リアリ動カスヘカラサルモノニハ非ストノ趣旨

ニテ御裁可アリタリ(特ニ祕トス)

2568

題

第

六

八

號

極

祕

吅 和 14 牟 7 Ħ 15 H 宛在有 英田国外 重務 光大臣 使い 在 亩 代総

領

事

他

1559

第 回 有 畄 Ĺ I ¥ I 報 ・会談に お () て В 本 舶

する一 般 蒝 副 の 容認を要求につ が

大津

蒩

界問

題

の

背景となる中

歯

あ

事

態に

闡

ル

付記 英国 側が提出 した第一 回 有 Ħ ク ĺ 1 ギ 会

和 議 事 +巾

議 事 録 年 0 和 Ł 文要約 月十 Ħ. 日 東 亜 局 第 課 作

成

如

往

右

本 省 7 Ħ 15 H 後 9 時 発

1]

(相)(記)(1) 往電合第 Ŧī. H 1本大臣 六〇 ク 一號 レ 關 1 ギ 1 \mathbb{R} 第 日 「會談 ヲ 行 P 夕 1]

先 ÷ 討 パツ本大臣 テ ラ Ź 議 問 'n ス 天津 題 ル E 意 一當 IJ :ニ於ケ 谋 天津 1] ナリ íν 般 一於ケ 各 元 問 元來支那 題 種 崩 ĺV 日 題 1] 現 入リ度シ 下 一於テ ノ事 ーバ 態 " 25 大規模 ř ク 鱪 テ グラウ 玆 鵩 ス 戰 ル ź 爭 船 諸 K 問 行 題 題 21

1 层

1]

從

アナ

郝

於

チ

í

Н

本

軍

/١

占據

地

域

治

安維

持

及軍

地 力 21

方

於 乃至

テ

認 並

メ

得

计 於

ル

理

由

ナ コ

羊

筈

ナリ又第

點 ナ ナ

Ŧ

軍 *)* \ 英

1

天

津

支

斯 性

ル

}

ヲ

認

A

ル +

1 ル

云

フ 1

É

他

ル

ル

Ŧ

1

レ

21

事

柄

質上

官

J

ヲ

得

コ

ij

阈

側

覆 ル 牛 敵 Ł 1 夕 要 ヲ 存 P ル 利 Ë コ ル ス \exists 1 1] \exists ル ト當然 行爲 特 殊 白 及原 要 ナ 加 ij 闰 求 丰 然 j /١ 、
之
ヲ 有 種 ル _ ス 々 從 排 ル 問 來 除 コ 題 英 卜 ス 鼠 -當然ニ ル ヲ 惹 爲 側 起 力 所 右 要 タ テ又我 對 ル 原 置 シ 眼 天 ヲ ヲ 執 害

ヲ

表シ 晃 7 電 第 カ 題 趣旨 議 タ 故 ív 入 ナ 趣旨 後第一 丰 テ ル 此 「全支那ニ ラ E 二 御提 點ニ -カ 今 'n F 必要ニシ 一第三ノ ,英文ニシ 先ツ初ニ 付 示 ノ案文ヲ見ルニニツ + 亙 問 テ 分 ル ナ美等 ノタル ラア 而シテ 題ニ入 點ニシテ 案ヲ示シ Ì 解 點 ĵν 1 ヲ 取 コ V 付 1 ヲ 付 斯 デ話 何等 'ケ置 夕 1 ク ノ點 ĵ テ 度シ 合ヲ 處 カ ク *ا*ر 大 コ 天 於 淮 使 1 形 1 津 テ A 述 力 問 於 묾 ル 御 具. 題 冒 体 コ 難 話 テ P 1 頭 發 的 +

見 害シ 工 云 バ ル " 々 " 敵ヲ利スル 必 ク クグランド」 曼 點 7 ヲ + 出 ij ij 若シ此 ŀ ス - 答 行爲及原 1 同 1 夕 1 シ ij コ 點 テ 仍 1 ヲ 因 取 認 ŀ テ *)* \ 扱 軍二 本大臣 ナ 4 フ リ又第 ル 主旨 一於テ ヨリ 於 排 卜 テ 全支 異 成 除 21 ij 1 ヲ 那 要 第 關 /ラン ス 係 万. ル 21 ク コ ル 七 考 我 } 1 チ ヲ

provided that there was no question of imposing conditions

英ヨリ獨佛伊蘇へ、米ヨリ紐育へ轉報アリ度本電宛先、北京、天津、南京、上海、靑島、香港、英、尙來週月曜會談ヲ續行スルコトトセリ

米

(欄外記入)

Tientsin."

北京、南京、天津、上海、青島、英へハ至急電トセラレ度

編 注 本文書付記一の「ANNEX II」。

付記一

Mr. Arita having submitted an agenda (Annex I) and given a general explanation of Point 1 of the agenda, Sir Robert Craigie replied that he found himself in general agreement with Mr. Arita's representation of the subject,

for the conduct of the Tientsin conversations. Mr. Arita, while agreeing that the word "conditions" was not applicable, considered that it was necessary to obtain agreement on Point 1 of the agenda before proceeding to discussion of Points 2 and 3. Sir R. Craigie suggested that the desiderata of both sides might be met if any formula agreed to were to be described as "Statement proposed as a means of facilitating progress of negotiations relating to

Mr. Arita then submitted the draft of a formula (Annex II) for the solution of Point 1. Sir R. Craigie objected to this formula on the grounds that:

(a) It related to China as a whole instead of to the Tientsin area which was the subject of discussion.
(b) It invited the British Government to agree in advance and without qualification to any measures which the Japanese military authorities might deem it necessary to take in what they held to be the

interests of self-defense

<u>C</u> area. This was far from being the case calculated to interfere with the maintenance of and measures by the British authorities in China The last sentence contained an implication that the Japanese security and public order in the occupied British Government had hitherto countenanced acts

draft formula as shown in Annex III. He urged strongly Powers the exercise of belligerent rights and the interests of third without raising general questions of policy which affected entitled to ask His Majesty's Government to that this was the most that the Japanese Government were counter-proposal if Mr. Arita would agree to modify his difficulty. He offered to submit to his Government He felt that all three points presented declare serious

his original draft. As Sir Robert Craigie was convinced that counter-proposal and argued strongly for the acceptance of Mr. Arita regretted that he was unable to accept the

3

Craigie should inform his Government of the position adjourned for further consideration and in order that Sir R present shape, it was agreed that the interview should be his Government could not accept Mr. Arita's formula in its

ANNEX

The agenda of discussion on the Tientsin problem

- General question
- 2 Problems relating to the maintenance of peace and
- ယ Problems relating to economic matters.

order

ANNEX I

own security and maintaining public order in the regions special requirements for the purpose of safeguarding their situation in China, where hostilities on a large scale are in continues to exist, the Japanese Forces progress, and note that, as long as that state of affairs The British Government fully recognise the actual in China

under their control, and they have to take the necessary steps in order to suppress or remove any such acts or causes as will obstruct them or benefit their enemy. The British Government, therefore, will refrain, and cause the British authorities in China to refrain, from all acts and measures which will interfere with the Japanese Forces in attaining their above-mentioned objects.

ANNEX III

The British Government fully recognise the situation created by the progress in China of hostilities on a large scale and note that, as long as that state of affairs continues to exist, the Japanese Forces in China have special requirements for the purpose of safeguarding their own security and maintaining public order in the regions under their control and are entitled to expect that the British authorities and British nationals will abstain from any such benefit their enemy. The British Government have no

書二ノ草案ヲ第一點ノ解決ノ爲提示セラレタルカ「クレ

ラルコトニ依リ妥協シ得ル旨示唆セリ有田大臣

ハ次ニ附

渉ノ進行ヲ促進スル爲ニ提議セラレタル申入」ト名稱附ケ使ハ雙方ノ要求ハ合意セラレタル形式カ「天津ニ關スル交シ合意ニ達スル必要アリト認メラレタリ「クレーギー」大

intention of countenancing such acts or measures and have already made it plain to the British authorities in China that

this is their policy

(付記二)

在京英國大使ヨリ送付ノ件七月十五日在京英國大使ト有田大臣會談錄

セラレタルカ第二、第三ノ討議ニ先立チ第一點ノ議題ニ關リ有田大臣ハ附屬書一ノ議題ヲ手交セラレ且議題一ノ一般的 (昭和四、七、三 亞一) 議題ヲ手交セラレ且議題一ノ一般的 (昭和四、七、三 亞一)

日英東京会談(一) 会談開催から一般的原則に関する協定の合意まで 3

(--)1] 右 2) 支那全部 二 關 ス ル モ ノニシテ本件交渉 目 的 夕 ル 天

津

地

方ニ

一對スル

Ŧ

ノニ

非

゚゙ス

ギ

i

大使

右

フ

オ

1

ーミュ

ラ

ヲ左

玾

由

依

1)

反

對

セ

(二)右 4 11/) 英國 場合 二 ハ 政 自 府 衞上 對 一ノ必要ト シ 豫メ無條 | 認 L 件 ル 日 加 |本軍 何 ナ 官 ル 憲カ必 措 置 ラ 要ト ŕ 百 意 認

害 害 心力 意味ヲ含ミ居レ ラ עונ 7日本軍 1 認 メラル ノ安全及日本軍占據地帶ノ治安維持 ル カ が如キ 行爲又ハ措置 ピヲ默認 ノタリ 一對シ

(三)

後後 ベ

文章

英國

政

(府カ過去ニ於テ支那ニ於ケル

英國

官

見タリ

妨

編

ス

キコト

-

一勸奬シ

搖

11

ノナ 「クレーギー」 ハコト ・ヲ認メタリ大使ハ 大使ハ右 三點 21 有 重 田大臣 大ナ íν ガ 困 其 難 ヲ ノ 提起 フ オ ス] ル 3 干

ラ 對シ交戰國 タリ ナラ 草案ヲ別添三ニ示ス如ク修正 ク 、英國政府ニ對シ之ヲ對案トシテ提出 ĺ ì ギ į 施行 大使ハ ハ强ク右 一カ日 ス ル |本政 コ 1 府 スヘキ旨申 j 力 同 英國 意セ 政 ラ 府 入 ル ル

> 有 府 談 ハ 1 英國 原 25 一對シ狀 更ニー 大使 案ヲ受諾セラル 大臣 政 府 汀 *)* \ 況 層ノ 有 右對案ヲ受諾 容 畄 ヲ報告シ得 考慮 大臣 ル ル 能 ヲ ノ 、キ旨强 拂 一フ */*\ + ル E ス 為延 Ħ. オ ル ル Ŧ 1 ク主張セラ コ クレ 期 ミュラ 卜 Ŧ ス 能 ĺ ル 1 *ا*ر ギ + コ ヲ トニ意見ノ一 j 信シ /١ ル 其 夕 ヲ タ 遺 大使カ本國 ij 憾卜 ル 原 ヲ以テ會 形 致 於 Ĺ. ヲ 函 テ ギ 其

注 付属書の和訳文は見当らな

昭 和 14 年 ż 月 17 \mathbb{H} 有田外務-宏大臣宛 (電り 報

1560

て英国は他国の要求により外交政策を変更し 日英東京会談に関連した英国下院質疑に おお

ないと英国首相答弁について

П ン K ン 7 月 17 H 後 発

省 月 18 日前 着

本

電第七九八號 關

大限 ル

ナル

ルコト

・ヲ主張

+ ス

般

的

問

題

7

が提起

ル

 \exists

・ナク宣言ス

ル 或

アヲ要求

得

ル 係

最 ス

第八〇三

權

利

暴 1

係

がシ且

第二

權

益

關

本 省 7 月 20 H 前 1 時 0 分

首 東京 相 21 十 Ł 於テ發表 Ĭ 下 院 1 一於テ コ ンミユニケ」 東京會談 關 ヲ ス 引 ル 用シ 質 疑 タ ル 對 シナ 後 左

Ħ.

趣旨

ロヲ答辨

t

等此 駐 ル 余 誣 ヲ以テ正シト ヲ以テ日支事變ニ處ス フ 日大使 干 ろ 極 革 英國 رار 氟 ノニアラサ 東 種 政 コ 威 } 政 策 ノ意見ニテハ 要求ニ 'n 府 新 却 -ス政府モ 根 聞 本的 他 ツテ交渉 ル 一接シ コ 阈 21 Н 1 變更ヲ要求スへ 英國 1本政 亦 要求 ヘシト 居 7 7日本 朔 ル F 闻 譯 府 ニ カニセント 三依リ其 害 政 今 ニハ カ交渉開 希望ヲ Z 府 アラ ル 層 ヘシト 有 Ŧ Ĥ ノ外交政策ヲ變更シ 表 - ス且 始 ゼ 本 Ź 朝 サ 4 Н 側 1本政 報道多 條件 É 日 ij ĺ 意 Ĺ ル 理 本 圖 府 政) 干 解 1 駐 ヲ 府 數 シ P 有 態 H 1 ĺν P テ 日 英國 態度 大 皃 度 1] ル ス 使 ŀ 得 ル 21 何 干

フ

V

、意見ニ同感ナリ

完

和 14 年 7 Ħ 20宛(電報) 在英国重光大使、 有田外務大臣より 在 天 津 Ħ 代総 領 重 他

1561

昭

般原則 □ 有田 に関する日本案の修正を提議につい ク レ ギ I ・会談に おお (1 て英国 厠 が

 \exists

本

重

域

下

於ケル

動

取

締

付

テモ考慮

往電 合第 合第一 六五 六 九 號 極 號 祕 闗

本十 シ 英國 . У \supset 1 ノニソ 敵ヲ利シ我ヲ害ス ル 1 セ 日 Ť١. レラレ 訓ニ 政 日 \exists /١ 府ニ |本政 别 ĺ 第一 一接シ Ξ 居 . 力 一異議ア ル 府 於テハ今次東京會談 囘會談 タ 處天津問題ノ背景ヲナス ノ 般問 ĺV フ ĺ ヲ以 ヲ行ヒ先 .題迄擴ケラレシ 次第二 ル オ デ英國 1 ノ行爲及原因 3 非ス只先般閣 ユ ツ ラ 政 府 ク *ا*ر 地 ĺ 為 一付テハ 見解 『ハ之ヲ 方的 1 聊 ギ 力 般 下 問 ヲ 1 排 題 意見アリ 問 由 彐 工 除 1] 題 1 沭 日 ,提出 ス 二付話 ム 思考シ居 フ 1] ル バ 本 國 爲 第 ラ セ 重 ラ 合 " 1 政

IJ テ 府

ナ 於テモ指 二 於 政 ij 公テ所 府 此 1 1 -シテ 儘受諾 摘 要 セ ル 如 措 'n 異議 ス 置 ハルニ於 ク ヲ 執 ヲ 一ブラン 唱 iv テ 得 キ ۱ ク 加 + コ } ル 何 コ + チ 1 ル 1 工 1 コ " 7 ナ 1 ク ル ル ヲ 點 惧 + ヲ 11 7 出 前 ル ij ル ス 囘 第二ニ 1 コ 會 談 Ŧ 1 英 1

1] 英 鼠 扂 阈 タ 政 上占領地 É ij 府 當 ŀ カ 從 思 + 來 ル */*\ 權 ス 本 ル 利 軍 ヲ 力 保 如 行動等 持 + 排英運 ス ハ 絕 ル 對 ラ コ 妨 卜 木 害 E 必 ル ス 葽 コ ル 1 力 シテ又第四 ニシテ第三 如 丰 政策ヲ執

会談開催から一般的原則に関する協定の合意まで 日英東京会談(一) 3

> 分ト コト テ不當 說明シ 一對シ j 明ニスル テ 夕 テハ思考スト /本大臣 íJ /ル處結局 ŕ 認 ムル _ \exists 一於テハ 11 ク 先ツ第 述 場合ニハ之ニ反對 へ又第二 日本側原案通り ハ若シ具 一點ニ付 點 不体的 二付 デ 我 ス 方案 'n ニテ差支ナシト 問 ル 本大臣 題 權 利 付 趣旨 ヲ 紹 英國 \exists 保 1] ヲ 詳 \exists ス 1 白 本 ル 細

> > 71

Н 21

テ 午 ヌ 英

後

力 1

デ ナ

ĺ

ハ差支ナシト

-思考ス

テ此 1 非 題 案 / 英國 アスヤ 今迄英國側カナシ居リ j ハ グ單二 、表ハスモ <u>ー</u> 點 ì 言及シ居ラサ カ 一將來 斯 デラ强 - ノ趣旨 分 **ベノコ** ク主 ル ノナル F 政 奺 卜 張 策 テ應酬シタル ルニ付凡テ ラ + カ故ニ絕對ニ英國 7 執 リ又本大臣 言 タル ij リタリ ル コ Ŧ ト É ŀ ノニシテ過去ノ問 ヨリ · ハ間 モ -カ執リ |本案通リ 「ク」 英 1 違 側 シ 居ラストカ Y 對案 テ同 ナリ *)* \ ニテ差支ナキ \mathbb{H} 意出 シト云フ 本案ニ依 排 問題ニ付 英運 (云フ 來 ス É 朗 動 1 レ テ

> ラ 成

ĺ 侧

旨ヲ ラ 政 述 策 闊 應午前中 ス ル 部 分ニ 會 付 アモ 談 ヲ 終り 貴 方 夕 1] 同 出

修 求

냙 X

致

度

沭 ス

1

jν

7 得

斯

カ

ル

英國

政

府

意見ニ

基

生キ日

本

偂

案

ヲ

鼠

ル

議事 愛ニ 本軍 日 本側 錄 引 一於テ往 續 ニテ英國側 見解」 千 種 電 々 討 ヲ 第 認 議 六〇二 主張 識シ云々ト タ ヲ ル 號 明白ニス 結 果大使 ż 軍 ル コ 事 ル /١ 1 Ŀ コ 第 1 必要ヲ ス 1 ル ス 問 力 ル 題 有 何 力 ス 又 付

繰返 第二二英國 ト治安維持 トシテ 1 夕 述 ĺ 1 + カ ij 夕 如 ニ害ア 側 |明後| だキ意味 ĺV 其 こ於テ控制。 カ結局意見纒ラス更ニ 政 ĺ <u>一</u> 十 策二 ノモ Ŧ ノニ 日續行スル 付日本 ラト ス 局 \wedge スル 丰 限 幀 事 ス コ 日 ル 項 コト } 1] コ 範 ク デ トシ 絕對 1 崖 1 致 11 - クテ 度又第 、
之
ヲ ニ於テ請 反對 談ヲ終 コナル 軍 ŀ 旨 ij 訓 英 夕 ス ヲ +

宛先、 1] 獨 佛 北 京 伊 天 津 蘇 米ヨ 南京、 1] 上 紐 育 海 青島、 轉 報 7 香港、 1] 度 英、 米

於テ 述

天津問

題 ク ルコト

体

的

折

衝二入リ

タ

ĺV

際本問

題 里 對

付 ア

話 ル

ź

-致度

述 且

局本大臣

当川

Þ

合

反

對

野

干

斯カ

iv

・ヲ本案ニ挿入スルコ

1

三

反

ナル

旨

ヲ

1]

ル

コ

勾

11/

處

胀

處二之ヲ挿

八人ス

ル

コ

}

議

英 本

 $\stackrel{\frown}{\exists}$ 電

ル

權

利

7

、留保スル

旨

F

íŁ. 結

處

挿

入ス

ĵν

コ 個

1

*ا*ر

同 場

意出

ス又

2575

昭 1和14年7月22日 宛(電報) 有田外務大臣より

在天津田代総領事他

第三回有田・クレーギー会談において一 般原

別電 昭和十四年七月二十二日発有田外務大臣より 則に関する字句修正を協議について

在英国重光大使、 六八七号 在天津田代総領事他宛合第

第一センテンスの解釈に関する有田外相口述

宏

_ 昭和十四年七月二十二日発有田外務大臣より 在英国重光大使、 在天津田代総領事他宛合第

一六八八号

昭和十四年七月二十二日発有田外務大臣より 合意した第一センテンス

=

第二センテンスの第 在英国重光大使、 六八九号 在天津田代総領事他宛合第 案

兀 昭和十四年七月二十二日発有田外務大臣より

> 在英国重光大使、 在天津田代総領事他宛合第

六九〇号

第二センテンスの第二案

本 省 7月22日前1時

合第一六八六號 (極秘

往電合第一六五九號ニ關シ

二十一日午前本大臣「クレーギー」大使會談要領左ノ通 一、先ツ大使ハ十五日提案セル案文ニ付冒頭往電第一、 第二 1]

的字句ヲ挿入スルコトハ之ヲ「ドロップ」スルモ英國政 及第三ノ議論ヲ繰返シ第一ノ點ニ付テハ案文ノ中ニ留保

同記錄 府カ不當ト認ムル場合反對スル自由ヲ有ストノ趣旨ヲ共 ノ中ニ殘スコトトシ度シト ・述へ第二及第三ノ點ニ

付テモ修正意見ヲ提示セリ

シカラス只貴大使ニ本大臣ヨリ別電合第一六八七號 キ意味ヲ口頭ヲ以テ述ヘタル旨英國政府ニ報告セラル 之ニ對シ本大臣ヨリ第一ノ點ニ付テハ共同記錄案ハ好 コトトセハ宜シキニ非スヤト述へ大使結局之ニ同意ス ジ如

ル

次テ第二及第三ノ點ニ付本大臣ヨリ別電合第一六八九號 (意見一致セル案文前半別電合第一六八八號

、案及其ノ「and they will_ 以下ヲ別電合第 一六九〇

可トスルヤニ付請訓スヘシト述フ 、通リトセル案ノ二ツヲ提示シタル處大使ハ其 つ親レ

三、次二大使ヨリ本件案文(公表ノ予定)ハ支那ニ利害ヲ有ス ル旨述へタル處大使ハ一應本國政府二照會スヘキ旨ヲ述 リ意味ノ不明確ナルコトニ對シ何分ノ返事ヲナス能 處大使モ十分ナル説明ヲナス能ハサリシニ依リ本大臣ヨ 述ヘタルニ付本大臣ヨリ其ノ何ノ意味ナルカヲ尋ネタル 付貴大臣ノ言明ヲ得ヘキ旨本國政府ヨリ申越シ居レリト ル 他 じノ國 ノ地位及義務ニ影響ヲ及ホスモノニ非サル い點二 21 +

三、最後二大使ヨリ支那二於ケル反英運動取締 フ ノ問題ニ付テ

問題ニ關聯シ之ヲ提議スル 本大臣之ヲ諒承セリ ハ今後天津ニ關スル具体的事項ヲ論議スル際治安維持 コトニ諒承アリ度シト申出テ

本電及別電宛先冒頭往電 涌

別電ト共ニ冒頭往電 ノ通リ轉報 アリ度

別電

本 省 7月22日前0時

発

合第一六八七號

ラ

號

doing so. any particular case, representations to the Japanese Government in regard to preclude The first sentence of the agreed formula is not intended the British if unfortunately occasion arises Government from making of to

(別電二)

本 省 7月22日前1時

発

合第一六八八號

China to suppress or remove any such acts or causes order in the regions under their control and that they have state of affairs continues to exist, the Japanese Forces recognize the actual situation in China where hostilities on safeguarding their own security and maintaining public large scale are in progress and note that, as long as that His Majesty's Government in the United Kingdom fully have special requirements for the purpose as Ξ.

obstruct them or benefit their enemy. His Majesty's Government have no intention

(別電三)

本 省 7月22日前1時発

合第一六八九號

His Majesty's Government have no intention of countenancing any acts or measures prejudicial to the attainment of the above mentioned objects by the Japanese Forces and they will again make it plain to the British authorities and British nationals in China that they should refrain from such acts and measures.

(別電四)

· 省 7月22日前 0 時発

本

合第一六九〇號

and they will take this opportunity to confirm their policy in this respect by making it plain to the British and

measures

1563 昭 和

昭和4年7月23日 在英国重光大使、在天津田代総領事他昭和4年7月23日 在英国重光大使、在天津田代総領事他有田外務大臣より

第四回有田・クレーギー会談において一般原

則に関する案文合意について

別電一 昭和十四年七月二十三日発有田外務大臣より

在英国重光大使、在天津田代総領事他宛合第

一六九八号

発表案日本文

二 昭和十四年七月二十三日発有田外務大臣より

在英国重光大使、在天津田代総領事他宛合第

一六九九号

発表案英文

本 省 7月23日発

往電合第一六八六號ニ關シ

合第一六九七號(極秘、

至急

第一六八八號及往電合第一六九○號ノ案文ヲ採ルコトニ意二十二日夜本大臣「クレーギー」大使ト會談ノ結果往電合

見合致シタルニ付之ニ「イニシヤル」ヲ了シ右ヲ二十四日

合第一六九八號

トトナレリ(發表案文日本文別電合第一六九八號英文別電(月曜日)午後十時東京及倫敦(午後三時)ニ於テ發表スルコ

合第一六九九號ノ通リ爲念)

本電及別電宛先冒頭往電ノ通荷二十四日ヨリ具体的問題ニ關スル交渉ヲ開始スル筈

別電ト共ニ冒頭往電

通り轉報

アリ度

(別電一)

本 省 7月23日発

は、域ニ於ケル治安ヲ維持スル爲特殊ノ要求ヲ有スルコト並ニ於ケル日本軍ガ自己ノ安全ヲ確保シ且其ノ勢力下ニ在ル地がケル日本軍ガ自己ノ安全ヲ確保シ且其ノ勢力下ニ在ル地ノ事態ヲ完全ニ承認シ又斯カル狀態ガ存續スル限リ支那ニ 英國政府ハ大規模ノ戰鬪行爲進行中ナル支那ニ於ケル現實

右政策ヲ確認スベシ

(別電二)

合第一六九九號

本

省

7月23日発

mentioned objects by the Japanese Forces and they wil or measures prejudicial to the attainment of Government have no intention of countenancing any acts obstruct to suppress or remove any such acts or order in the regions under their control and that they have safeguarding their own security and maintaining public China state of affairs continues to exist, the Japanese Forces take this opportunity to confirm their policy in recognize the actual situation in China where hostilities on large scale are in progress and note that, as long as that His Majesty's Government in the United Kingdom fully have them special requirements or benefit their enemy. for the purpose of causes this respect Majesty's as will Ħ.

British

by making it plain to the British authorities and

置ヲ

、是認スル

^ 意思ヲ有セス此

ノ機會ニ於テ斯カル

ん行為及

措置ヲ控制スベキ旨在支英國官憲及英國國民ニ明示シ以テ

的ヲ達成スルニ當リ之ガ妨碍トナルベキ何等ノ行爲又ハ措

日本軍ヲ害シ又ハ其ノ敵ヲ利スルガ如キ行爲及原因ヲ排除

スル

ノ要アルコトヲ認識

【ス英國政府ハ日本軍ニ於テ前

記目

nationals in China that they should refrain from such acts

and measures

昭和14年7月24日 有田外務大臣宛(電報)

1564

する英国首相の議会説明につき報告日英東京会談において合意した一般原則に関

ロンドン 7月24日後発

本 省 7月25日後着

第八五一號

般的

情報

一、二十四日首相ハ下院ニ於テ東京會談ニ關スル質問ニ答へ

本月十五日以後豫備會談進捗中ナリシカ日

本

政

府

11

兩

或

間ノ誤解ヲ排除シ其ノ關係ヲ改善センカ爲ニハ天津事件

、背景ヲ認識スル

ルコト

・必須ナリト

ノ見解ヲ披瀝シタリ

右

ヲ保持スル 支那ニ於テハ大規模 英國政府 ト共二占領 、對支政策 ノ戦鬪行ハレ居リ日 地域 ネトハ 何等關係ナク事實 治安ヲ維持 |本軍 セ # jν ハ 其 問 カラス 題 ()安全 ナ 1]

從テ右

「カ阻害セラレサ

ル様措置スル必要アリ依

テ英國政

夕

、リニ又反英運動ニ對シテハ强硬申

入ヲ爲シタル

力本協

必要ニ付

クレ

ギー」

大使ヨリ

É

|本政

府

申

入ヲ爲

府 與ヘラレタシトノ質問ニ對シテハ然リ會談 與ノ權利ヲ毀措スルカ如キコトニハ同意セストノ 次テ一來ル 領 的 1 コトト 下ニ在ル支那各地ニ關シテ事實上日本ノ主權 蔄 ミユラー ハ 問題ニ 天津 ・ナラサルヤト 局限セラレ居レリト答へ口今次ノ譲 蔄 題討 、キ會談 ニ付到 議 ノ途ヲ開 発せり (二於テ法幣ヲ破措シ又ハ ノ質問ニ對シテハーノ ^トテ打合 ク爲ニ Н |本政 通 ij 府 一聲明セ 1 1 *7* \ / 天津 對支信用 歩ハ日本占 ト答へ ノ「フォ ヲ 一認ムル 保章 地 對 方 供

『司引上完ニペテ「ハリファリフス」卜目ハ言盲目、司ハ對支政策變更ヲ意味セスト答ヘタリ

支政策ニ變更アリタルモノナリヤトノ質問ニ對シ本宣

三、尙同日上院ニ於テ「ハリフアツクス」 誇張 抗 於テハ右カ第三 ナリト思考シ居ル次第ナリハ ノニアラストノ見解ヲ明ニセリ右ハ双方ニ於テ自 洗議スル ノ聲明ヲ爲シイイ日本側ニ於テハ將來 的 主張ヲ行フハ今後ノ交渉上有害ナル ノ權利ヲ封スルコトニアラサル 或 ノ地位乃至義務ニ何等影響 新聞紙 カ 外相 相 シ事 互三 コ 件二 1 二鑑三取締 21 右首 一誹謗シ又 F (D) 英國側 付英國 與フル 相 明 1 1 理 Ŧ カ 同

2580

第

八

 $\widetilde{\pi}$

八

焼

東京交涉開始

際米國ヨリ

光國

議會ニ

一於テ武

ス

ル

提

議

ア

1]

Ź

ル

旨

報

道

傳

、ラル

ル

7

往

雷

第

八

米

轤

Ť

-囘答シ

タ

ル

趣

ナリ

,何等御參考迄

六號 二關

一)當國ニ於テモ支那

問

題

關聯シテ列

會

議

開

催

新

聞

散見スル

ルニ至レ

ル

ルニ依

以当時

相

偂

沂

者 阈

對

テ

|意ヲ喚起シ元

來日

本

トシテハ支那問

題 首

關

英國

岩

ク

苴. 注 說

他

一各自 所

利

害關

係

ĺν

問

題

什

個

話

ヲ

爲

沁ス

コ

-國

į١ 卜

辭

ス 間

ル

ニアラサ

jί

モ列 P

威

協

同

依

ij

支那

問 合 Ź

テ 定 シト 车 -沼首相 結 果 右 -述ヘタル モ Ä 終熄 趣 本 政 ナ ス 'n 府 ハシ等 Ĺ | 國策 說 崩 點 セ 一反ス 一付 ル ᅻ 渾 解 動 成 21 1] 、之ヲ取 夕 ル 干 締) ル

斯

昭 和 14 年 7 Ħ 25 Ĥ 有在 苗莓 **州国** 外務大臣宛国重光大使 (電力) 報

1565

ため英国首相側近者へ注意喚起について 玉 日英東京会談開 [会議開催を説く論調が英国内に散見され |始に際 L 中国問 題 に関 す る t 列

本 П ニンド 省 Ħ

> ル ラ ル

7 月 25 日 府 會 26 議 H 野招 前 徬 集 存 關 齎 ナシ タ 係

ヲ 會 ス ル 議 限 IJ ·絕對受付ケ得ス而シテ又斯 決定スル 意嚮 */* \ 全然ナク 此 ĵν 提 種 案ヲ 提 議 爲シテ 自 分

題

承

本二 功 护 處 厭 え所 カ ル 知 道 厭 j ル 此 ル 同 泊 コ 半 旨 1 力ヲ 側 ク ヲ 1 依 1尙本使 Ĵ 以 對シ米國 點 近 T ヲ 感スル É 者ヨリ 1 加 上 /١ 本ニ 將 カ差當リ 21 ヘントスル考ナラハ右 21 英國 \mathbb{H} 來共注意スへ ノ意見 英間 政 列國 七 對 コスル 府 一カ東京交渉ニ關シ ノニアラス從テ東京交渉 ラ能 バハ 會 テノ必要事ナリ 一交涉 右交渉ニ於テ米國 議開 挑發ト看做スヤモ 能ク了 丰 ヲ 催 い點ナリ 解シ 取 如 極 千 タ A ハ全然誤 テ米 ル 1 ル 25 1 - 傳達セ コ 恵 旨 何等考 知 1 國 /١ 返 事 直 側 ル ラ日 ニシ 一對シ 尚諜報 慮 接 9 シ サ テ日 傳 英間 意見ヲ徴 ニスレ メ置 ル)何等異 利 力 來 何 者 丰 本 益 二 居 夕 成 H

電 t 1]

2581